

令和 3 年度
向日市水道事業年報



向日市上下水道部

目 次

1	沿革	
(1)	水道事業のあゆみ	1
(2)	拡張整備事業	9
2	施設	
(1)	浄水場の概要	10
(2)	取水井戸の概要	14
(3)	給・配水管等の整備状況	17
3	事業	
(1)	給水実績の推移	19
(2)	水質検査	21
4	経営	
(1)	財務の状況	34
(2)	水道料金等	41
5	組織	
(1)	機構図	50
(2)	職員構成	51
(3)	事務分担	52
6	災害	
	向日市水道災害対策マニュアル(概要)	54
7	京都府営水道の導入	
	経過、給水形態、協定水量と受水量	56

1 沿 革

(1) 水道事業のあゆみ

◆ 創 設

向日市の水道は、京阪神急行電鉄㈱（現阪急電鉄㈱）が昭和4年に建設した住宅専用水道を譲り受け、町営水道として昭和26年9月13日に創設し、西向日地域に給水を開始しました。

翌27年1月7日付けで、簡易水道としての認可を受け、京都府下8番目の公営水道として、正式向日町水道事業が発足しました。

戦後復興のさなかで伝染病も流行していたことから、水道に対する関心が高まり、未給水地域への水道普及の要望が日に日に強まり、将来の発展に不可欠な都市施設として、水道拡張工事を進めました。

◆ 年 表

西暦	年 月 日	水 道 事 業
1951	昭和26. 9. 13	昭和初期に建設された住宅専用水道を京阪神急行電鉄㈱（現阪急電鉄㈱）から無償譲渡を受け西向日地域を給水区域とした町営水道事業が開始される（第1水道） 計画給水人口 3,000人 最大給水量 260m ³ /日 町営水道料金制定
1952	昭和27. 1. 7	簡易水道として認可（京都府指令7衛環第16号） 計画給水人口 3,000人 施設能力 450m ³ /日 1人1日最大給水量 150ℓ/人
1953	昭和28. 3. 15 4. 1	第1次拡張事業認可（京都府指令7衛環第11552号） 計画給水人口 4,000人 施設能力 600m ³ /日 1人1日最大給水量 150ℓ/人 水道料金改定（平均30.0%引上げ）
1954	昭和29. 3. 27 4. 1	第2水道料金制定（給水区域を西向日地域以外に拡大し西向日地域を第1水道、その他を第2水道とした） 第2水道給水開始 機構改革 総務課水道係から事業課水道係へ

1955	昭和30. 1. 1 2. 10	京都市より分水を受ける 簡易水道から向日町上水道事業へ 第2次拡張事業認可（京都府指令10衛環第1577号） 計画給水人口 7,000人 施設能力 1,050m ³ /日 1人1日最大給水量 150ℓ/人
1956	昭和31. 9. 15	第2次拡張変更事業認可（京都府指令1公第1521号） 給水家屋1,000戸を超える
1958	昭和33. 6. 30 10. 7	京都市からの分水を停止（京都市側の需要増により水圧が下がり向日町側から京都市側へ逆流する現象などが生じたため） 第3次拡張事業認可（京都府指令3公第1856号） 計画給水人口 12,500人 施設能力 2,125m ³ /日 1人1日最大給水量 170ℓ/人
1960	昭和35. 1. 1 4. 1 5. 20 7. 5	京都市との分水契約を解除する 水道料金改定（第2水道の料金を平均5.4%引下げ） 第4次拡張事業認可（京都府指令5公第850号） 西向日浄水場取水井戸（3号）完成 明神山配水池竣工（貯水量600m ³ ）RC造り
1961	昭和36. 3. 2 9. 28 12. 18	第5次拡張事業認可（京都府指令6公第268号） 計画給水人口 13,500人 施設能力 3,780m ³ /日 1人1日最大給水量 280ℓ/人 第5次拡張変更事業認可（京都府指令6公第1180号） 第6次拡張事業認可（厚生省京環第137号） （給水人口が20,000人を超えると知事経由の厚生大臣認可となる） 計画給水人口 30,000人 施設能力 9,000m ³ /日 1人1日最大給水量 300ℓ/人
1962	昭和37. 9 10. 1	第2浄水場（物集女東）着工 物集女加圧ポンプ場設置
1964	昭和39. 7. 10 10. 1	第2浄水場完成（物集女東）一部給水開始 機構改革 水道課設置（旧事業課水道係）
1965	昭和40. 3. 30 4. 1	事業認可（京都府指令40公第301号）井戸1本追加 第2浄水場（物集女東）配水池竣工（貯水量3,000m ³ ）PC造り 給水施設利用者協力負担金制度実施

1966	昭和41. 3. 31	第2浄水場（物集女東）竣工 （施設能力 6,000m ³ /日 合計施設能力 9,000m ³ /日） 水道料金調定業務委託（京都電子計算KK）
1968	昭和43. 3. 30 4. 1 8. 1	第7次拡張事業認可（厚生省京環第327号） 計画給水人口 60,000人 施設能力 30,000m ³ /日 1人1日最大給水量 500ℓ 地方公営企業法の適用を受ける 新規給水加入金条例施行 水道料金口座振替制度実施 検針、集金2か月制実施 水道料金改定（第1水道、第2水道の料金統一 第1水道のみ 57.0%引上げ）
1969	昭和44. 1. 23	第3浄水場（物集女西）建設着工
1970	昭和45. 2. 10	第3浄水場（物集女西）竣工 （施設能力 21,000m ³ /日 合計施設能力 30,000m ³ /日）
1971	昭和46. 3. 1	第3浄水場（物集女西）配水池竣工（貯水量5,600m ³ ）PC造り
1972	昭和47. 4. 1	機構改革 水道部を設置1部3課6係 業務課、工務課、浄水課
1973	昭和48. 4. 1	第1浄水場（西向日）休止 明神山配水池休止
1974	昭和49. 12. 1	水道料金改定（平均62.0%引上げ 用途別を口径別料金に） 量水器使用料廃止
1976	昭和51. 3. 1 4. 1	給水工事公認業者制度実施 検針業務委託
1977	昭和52. 4. 1	機構改革 監理課設置 工務課を施設課に（1部4課7係）
1978	昭和53. 2. 1 5. 21 7. 20	第2浄水場（物集女東）改良工事着工（ろ過機改良） 第2浄水場（物集女東）改良工事竣工 （施設能力 9,000m ³ /日 合計施設能力 30,000m ³ /日） 第3浄水場（物集女西）内に排水処理施設着工 （水質汚濁防止法の特定施設に該当のため）

1979	昭和54. 3. 31 11. 1	排水処理施設竣工（物集女西浄水場内） 下水道料金徴収委託を受ける
1980	昭和55. 4. 1 9. 20	水道料金改定（平均75. 46%引上げ） 大牧加圧ポンプ場設置
1981	昭和56. 2. 9 4. 1 7. 1 11. 19	第8次拡張事業認可（厚生省京環第71号） 計画給水人口 65,000人 施設能力 36,000m ³ /日 1人1日最大給水量 554ℓ 西向日浄水場廃止 明神山配水池廃止 浄水場の名称変更（第2、第3浄水場の名称を物集女東、物集女西に変更） 機構改革 専任の水道事業管理者を設置（下水道事業の一部委任） 監理課を業務課監理係へ 上植野浄水場建設着工
1982	昭和57. 4. 1	水道料金集金業務委託
1983	昭和58. 4. 1 7. 1	京都市と分水協定締結 帳簿様式から伝票様式〔ワンライティング（一度書き）方式〕に切替え 上植野浄水場一部給水開始 （施設能力 6,000m ³ /日のうち、3,000m ³ /日給水）
1984	昭和59. 4. 1 12. 25	水道料金改定（口径別基本料金制 4. 1より51. 2%、60. 4. 1より8. 7%引上げ） 京都市との分水協定による接続工事1か所竣工
1985	昭和60. 3. 31	上植野浄水場竣工 （施設能力 6,000m ³ /日 合計施設能力 36,000m ³ /日）
1987	昭和62. 4. 1	事務処理のOA化 水道料金事務オフィスコンピューター導入 ポータブルターミナル導入（検針事務） ファックス、ワープロ導入
1990	平成 2. 4. 1	機構改革 3係増加 1部3課9係
1992	平成 4. 4. 1	機構改革 水資源対策課設置 1部4課11係

1993	平成 5. 6. 1	「向日市水道メンテナンス株式会社」設立
1994	平成 6. 4. 1	OA機器更新 水道企業会計システムコンピューター導入
1995	平成 7. 2. 28	物集女西浄水場 排水処理施設改良（加圧脱水機）
1996	平成 8. 3. 29 4. 1 10. 1	第8次拡張事業計画変更認可（厚生省生衛第358号） 計画給水人口 60,000人 施設能力 36,000m ³ /日 1人1日最大給水量 600ℓ 機構改革 1課2係減 1部3課9係 水道料金改定（平均16.8%引上げ） 消費税3%転嫁
1997	平成 9. 1. 10	物集女新配水池着工
1998	平成10. 1. 15 3. 14 3. 30 4. 1	水道事業ホームページ開設 京都府営水道の水源となる日吉ダム完成 京都府営水道の受水に当たっての配分水量（第1次分）が決定 京都府営水道乙訓浄水場に係る施設整備等に関する協定を締結 1日最大給水量 12,700m ³ 水道料金消費税5%転嫁 水道法一部改正に伴い指定給水装置工事事業者制度実施 （旧公認業者制度廃止）
1999	平成11. 3. 20 6. 30 7. 1	物集女新配水池竣工（配水池容量10,000m ³ ） 緊急時応急給水施設整備 物集女西浄水場集中監視制御設備更新竣工 京都府営水道の受水に当たっての給水量が決定 京都府営水道乙訓浄水場に係る給水に関する協定を締結 京都府営水道乙訓浄水場に係る受水に関する協定を締結 平成12年度～14年度 6,350m ³ /日 平成15年度～17年度 11,000m ³ /日 平成18年度 12,700m ³ /日 機構改革 上下水道部（水道部・下水道部を統合） 2部5課14係を1部4課13係
2000	平成12. 10. 1	京都府営水道受水 6,350m ³ /日

2001	平成13. 2. 1 3. 31 7. 1 11. 16	上植野浄水場受水池兼浄水池着工 物集女東浄水場廃止 機構改革 1部4課13係を1部4課12係 浄水場部門 I S O14001認証取得
2002	平成14. 3. 12 3. 20 3. 26 4. 1 5. 16 6. 1 6. 1 6. 18	水道事業経営改善計画策定 上植野浄水場受水池兼浄水池竣工（容量600m ³ ） 緊急時応急給水施設整備 上植野浄水場制御設備更新竣工 災害時等における京都市との分水協定書を変更 従来の上植野給水区域4か所に加え物集女給水区域2か所を追加 使用料予納金、新規給水加入金改定 明神山配水池跡を公園用地として売却（面積2,783.42m ² ） 水道料金改定（平均24.95%引上げ） 旧西向日浄水場跡地を駐車場として附帯事業を開始 I S O14001の規定に基づく緊急事態対応訓練実施 物集女西浄水場にて市民部市民安全課及び京都府乙訓浄水場の職員も参加のうえ実施
2003	平成15. 2. 24 4. 1 9. 6	平成15年度京都府営水道受水量の延伸 11,000m ³ /日 → 6,350m ³ /日 コンビニ・郵便局での水道料金振込サービス導入 京都府総合防災訓練 キリン跡地会場・浄水場同時訓練実施
2004	平成16. 2. 26 4. 1 7. 1 11. 16 12. 16	平成16年度京都府営水道受水量の延伸 11,000m ³ /日 → 6,350m ³ /日 京都府営水道の料金改定 基本料金1m ³ 当たり89円（暫定）から92円に引上げ 従量料金1m ³ 当たり42円から36円に引下げ 機構改革 1部4課12係を1部3課7係とし 上水道課に属する出先機関として浄水場を置く 浄水場 I S O14001再認証 改訂水道事業経営改善計画策定
2005	平成17. 2. 23 7. 1	平成17年度京都府営水道受水量の延伸 11,000m ³ /日 → 6,350m ³ /日 上下水道部長が水道事業管理者職務代理者を兼任する

2006	平成18. 2. 23 10. 1	平成18年度京都府営水道受水量の延伸 11,000m ³ /日 → 6,350m ³ /日 「使用水量のお知らせ」に広告掲載を開始
2007	平成19. 3. 31 5. 1 11. 16	2つの浄水場（物集女西浄水場・上植野浄水場）を物集女西浄水場に一元化 合計施設能力 33,700m ³ /日 営業課（お客様係除く）、上水道課の事務所を上植野浄水場に移転 浄水場 ISO14001認証による取組みを終了
2008	平成20. 1. 22 4. 1 4. 1 9. 29	上下水道事業懇談会設置 専任の水道事業管理者を廃止 京都府営水道の基本料金改定 1m ³ 当たり92円から87円に引下げ 営業課お客様係の事務所を上植野浄水場に移転
2009	平成21. 4. 1	専用水道事務が京都府から向日市に権限委譲
2010	平成22. 4. 1 12. 6	集金制度廃止 水道事業ホームページを市ホームページに統合
2011	平成23. 4. 1 4. 11 6. 1 10. 1	京都府営水道の基本料金改定 1 m ³ 当たり 87 円から 77 円に引下げ 東日本大震災に伴う給水支援活動 (4. 11～4. 30 岩手県陸前高田市) 水道料金改定（平均 3. 6%引下げ） 向日市水道ビジョン策定
2012	平成24. 8. 20 10. 15	市制施行 40 周年記念事業日吉ダム見学会 「水道だより」に広告掲載を開始
2013	平成25. 3. 12 6. 26 9. 16 9. 19	加圧式給水車を購入 福知山市の漏水事故に伴う給水支援活動 台風18号に伴う給水支援活動（亀岡市） 〃（南山城村）

2014	平成26. 4. 1 4. 28 10. 1	消費税 8 %を水道料金に転嫁 上植野浄水場に下水道課が移転 上植野浄水場内に来客用駐車場を整備
2015	平成27. 4. 1 6. 1 10. 30	京都府営水道の基本料金と従量料金を建設負担料金と使用料金に 名称変更 建設負担料金と使用料金を改定 建設負担料金 1 m ³ 当たり77円から66円に引下げ 使用料金 1 m ³ 当たり36円から20円に引下げ 水道料金改定（平均5.7%引下げ） 物集女西浄水場浄水処理棟耐震化
2016	平成28. 3. 25	上植野浄水場玄関口をバリアフリー化
2017	平成29. 3. 21	物集女第3配水池の耐震化
2018	平成30. 2. 28 3. 30 6. 18	物集女西浄水場酸化池及び急速ろ過池の耐震化 向日市水道事業経営戦略策定 大阪府北部地震に伴う給水支援活動（大山崎町）
2019	平成31. 1. 31 令和元. 10. 1	物集女西浄水場中央監視制御設備更新 消費税 10 %を水道料金に転嫁
2020	令和 2. 3. 30 6. 1 10. 22	物集女西浄水場高架水槽の耐震化 水道料金改定（平均 6.1%引下げ） 南丹市重油流出事故に伴う給水支援活動 （10.22 ～10.23 南丹市日吉町）
2021	令和 3. 6. 15 10. 5	水道料金（基本料金）減免（新型コロナウイルス対策） （4月・5月検針分） 和歌山市水管橋崩落事故に伴う応援活動 （10.5～10.11 和歌山県和歌山市）
2022	令和 4. 1. 17	物集女西浄水場高圧受配電設備更新

(2) 拡張整備事業

項目	認可 年月日	計画 給水人口	計画給水量		目標 年次	工期	工事費 (うち起債)	事業内容
			1日最大	1人1日最大				
第1次 拡張事業	昭和 28. 3. 15	4,000人	600m ³	150 ^{リットル}		昭和28年度 ～30年度	2,120万6千円 (1,600万円)	①西向日浄水場整備：取水井戸1本、気曝ろ過池1池、貯水槽(151m ³)1池、 送水・配水ポンプ1台等 ②配水槽：容量 45m ³ 1池（競輪場内） ③配水管：島坂～向日～野辺坂～JR駅前～上森本(3,400m)・競輪場～府道西京・ 高槻線(2,600m)・森本、上植野、鶏冠井、寺戸地内幹線道路(37,936m)
第2次 拡張事業	昭和 30. 2. 10	7,000人	1,050m ³	150 ^{リットル}		昭和31年度	257万1千円	①配水管布設：市内全域(1,856m)
第3次 拡張事業	昭和 33. 10. 7	12,500人	2,125m ³	170 ^{リットル}		昭和34年度	1,916万1千円 (1,500万円)	①西向日浄水場整備：気曝ろ過池2池、取水・送水ポンプ1台(能力増) ②配水池：明神山配水池築造(600m ³) ③送水管：浄水場～明神山配水池(890m) ④配水管：配水池～既設配水管(369m)
第4次 拡張事業	昭和 35. 5. 20	12,500人	2,125m ³	170 ^{リットル}		昭和35年度	646万3千円	①西向日浄水場：取水井戸(3号)1本
第5次 拡張事業	昭和 36. 3. 2	13,500人	3,780m ³	280 ^{リットル}		昭和36年度	522万5千円	①西向日浄水場：急速ろ過機2基、送水ポンプ1台 ②配水支管布設：全町(1,500m)
第6次 拡張事業	昭和 36. 12. 18	30,000人	9,000m ³	300 ^{リットル}		昭和37年度 ～40年度	1億 4,651万3千円 (1億3千万円)	①物集女東浄水場設置：処理能力 9,000m ³ /日(急速ろ過池4池・取水井戸4本) ②配水池：PCコンクリート 容量 3,000m ³
第7次 拡張事業	昭和 43. 3. 30	60,000人	30,000m ³	500 ^{リットル}	昭和 55年	昭和43年度 ～47年度	7億 5,495万8千円 (6億2千万円)	①物集女西浄水場設置：処理能力 21,000m ³ /日(急速ろ過池6池・取水井戸8本) ②配水池：PCコンクリート 容量 5,600m ³
第8次 拡張事業	昭和 56. 2. 9	65,000人	36,000m ³	554 ^{リットル}	平成 2年	昭和56年度 ～59年度	24億 9,100万円 (24億6百万円)	①上植野浄水場設置：処理能力 6,000m ³ /日(急速ろ過機3基・取水井戸4本) ②配水塔：PCコンクリート 容量 350m ³
第8次 拡張事業 計画変更	平成 8. 3. 29	60,000人	36,000m ³	600 ^{リットル}	平成 22年	平成8年度 ～13年度	25億 1,350万6千円 (20億7千万円)	①配水池：PCコンクリート 容量 10,000m ³ ②物集女西浄水場集中監視制御設備更新：大型ディスプレイ装置、CRT監視操作装置 ③上植野浄水場受水池兼浄水池：PCコンクリート 容量 600m ³

*第2次拡張変更事業（S31.9.15）と第5次拡張変更事業（S36.9.28）については事業内容が軽微なため省略

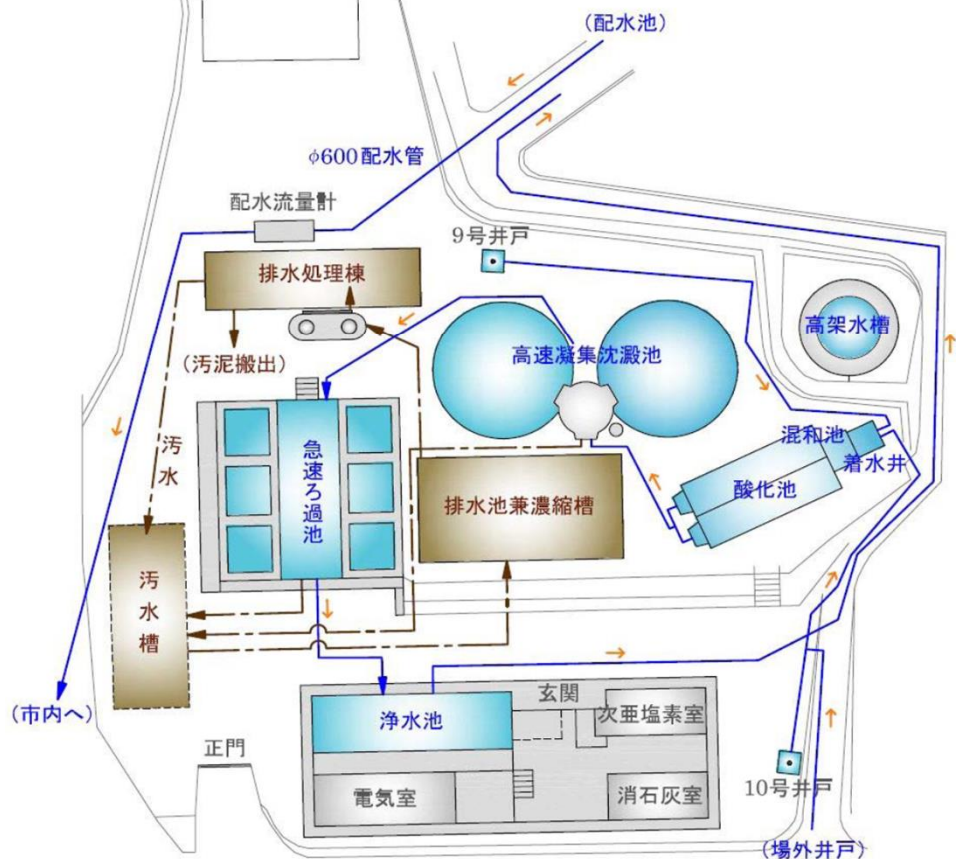
2 施 設

(1) 浄水場の概要

◆ 物集女西浄水場

物集女西浄水場平面図

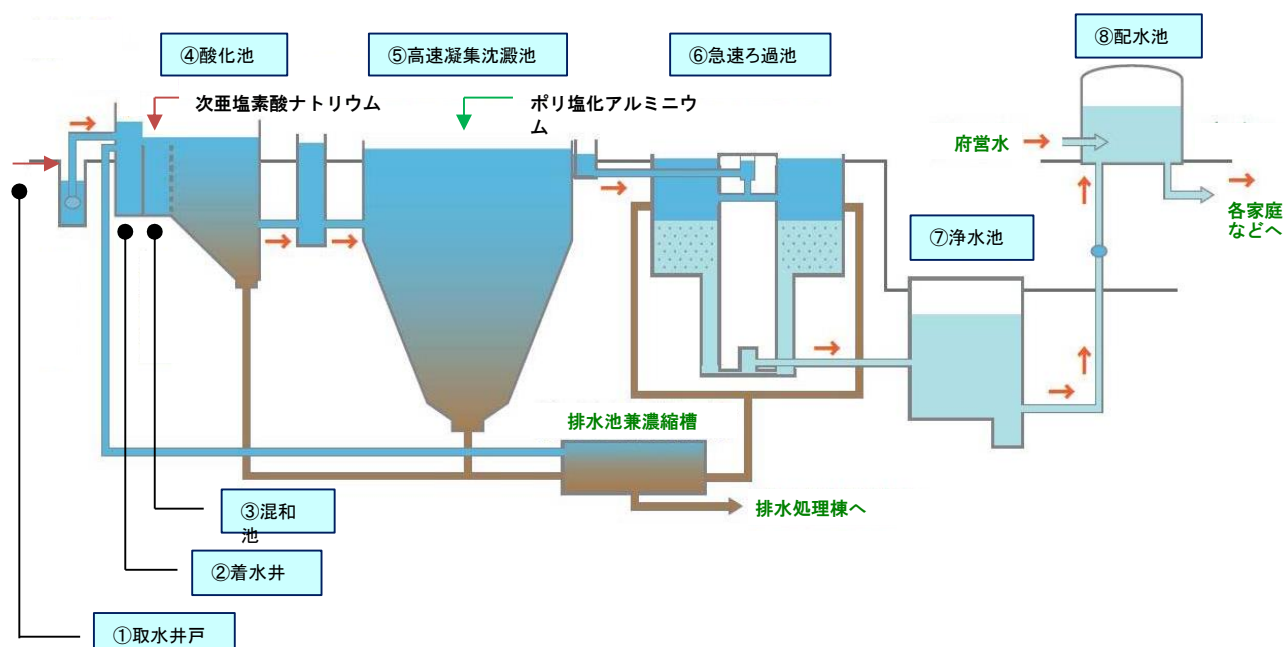
竣工：昭和45年2月10日



名 称	物集女西浄水場
所 在 地	京都府向日市物集女町長野1番地
敷地面積	7,327 m ²
能力	認可能力 21,000 m ³ /日(施設能力 13,400 m ³ /日)
管理本館	鉄筋コンクリート造, 3階建, 延べ1,455 m ² (1階 682 m ² , 2階 482 m ² , 3階 291 m ²)
取水井戸	深井戸 14本 深度:145~212 m 口径:Φ250~350 mm
着 水 井	1.0 × 3.0 × 3.6 m 有効容量 10.8 m ³ 1井
混 和 池	1.4 × 3.0 × 3.6 m 有効容量 15.2 m ³ 1池
酸 化 池	13.7 × 4.0 × 4.0 m 有効容量 220 m ³ 2池
高速凝集沈澱池	Φ15 m × 5.9 m 有効容量 800 m ³ 2池
ろ過設備	急速ろ過池 6池 (1池予備)
	6.6 × 5.4 m 有効面積 35.6 m ² 6池
	ろ過速度 129 m/日 処理能力 4,620 m ³ /日 (各池)
	洗浄用高架水槽 Φ11 m × 3 m 有効容量 280 m ³ 1池
浄 水 池	27.5 × 15.5 × 2.5 m 有効容量 1,000 m ³ 1池
配 水 池	① 10,000 m ³ ② 5,600 m ³ ③ 3,000 m ³
排水処理設備	加圧脱水機 ろ過面積 92 m ² ろ過容積 112.4 m ³

◆ 浄水処理工程フロー図

物集女西浄水場浄水処理工程フロー図



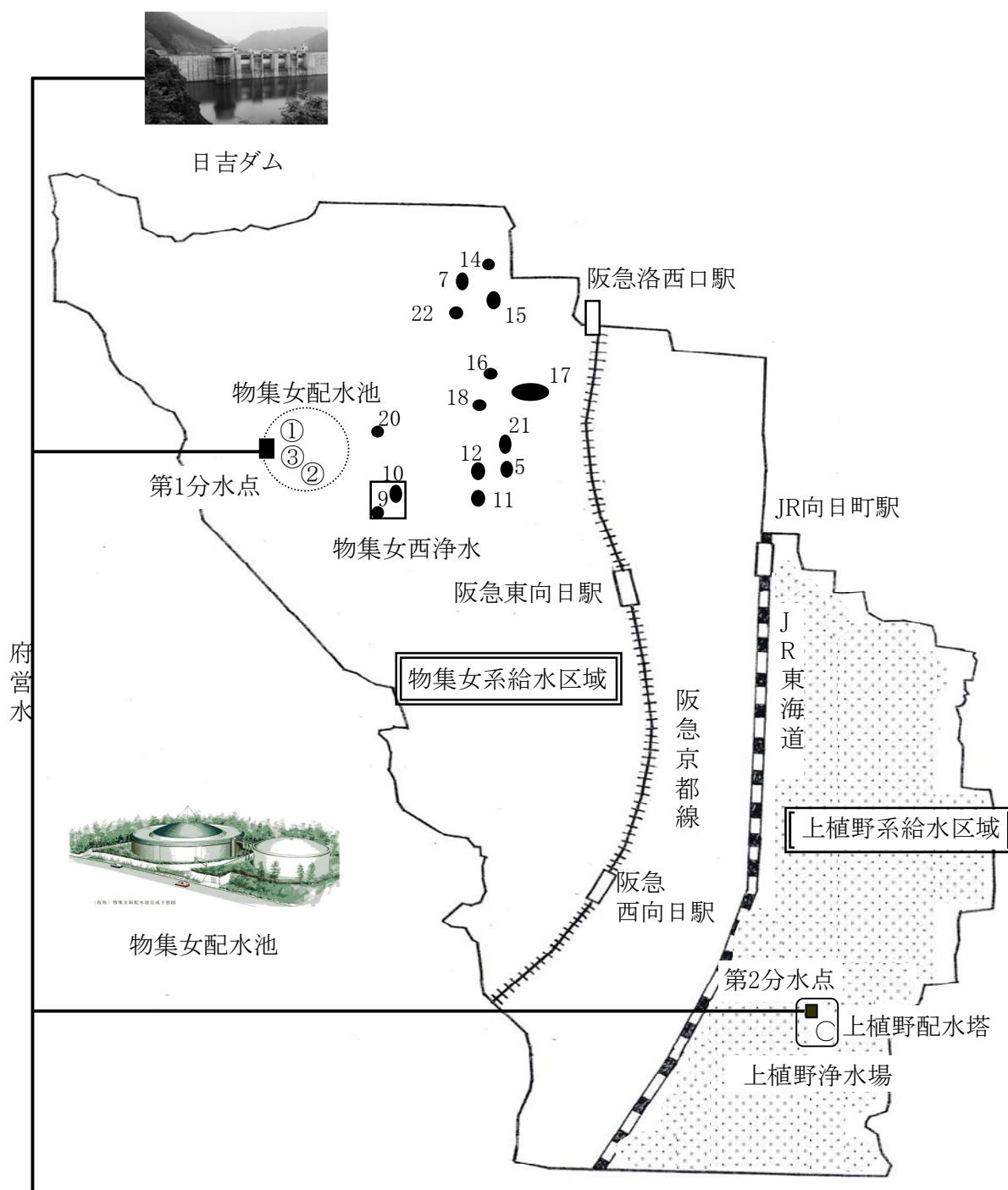
浄水場では、取水井戸から地下水を汲み上げ、原水としています。地下水には、鉄分や砂などが混じっているため、そのままでは飲み水にはなりません。

そのため、原水に次亜塩素酸ナトリウムを入れ、細菌の死滅と前処理を行った後、ポリ塩化アルミニウムを加えて鉄分などの不純物を取り除きます。その後、ろ過を行ってさらに不純物を取り除き、約6時間かけて皆様の飲み水にしています。このようにしてできた飲み水を、配水池や配水塔で府営水と混合して、市民の皆様に配水しています。

◆ 浄水処理工程説明

①		取水井戸 深さ145～212 mの井戸から地下水を水中ポンプで汲み上げ、水道水の基となる原水とします。	⑦		浄水池及び送水ポンプ できあがった浄水を浄水池に貯留した後、送水ポンプで配水池へ送水します。
②		着水井 取水井戸から送られてきた原水の流量を計り、処理水量を調整します。	⑧		配水池 (物集女配水池) 浄水と府営水を混合した水を、ここからの落差を利用して各家庭などへ配水します。
③		混和池 原水に次亜塩素酸ナトリウムを注入します。	⑨		配水塔 (上植野浄水場) 配水池から送水された水を、ここからの落差を利用して各家庭などへ配水します。
④		酸化池 細菌を死滅させるとともに、濁りなどの不純物を取り除きやすくします。	付帯設備		応急給水設備 (物集女配水池) 災害時における飲料水確保のため、水道水を供給することができる応急給水栓や給水車用給水栓を配備しています。
⑤		高速凝集沈澱池 ポリ塩化アルミニウムを注入し、濁りなどの不純物を集めて大きくし、取り除きます。	付帯設備		応急給水設備 (上植野浄水場) 災害時における飲料水確保のため、水道水を供給することができる応急給水栓や給水車用給水栓を配備しています。
⑥		急速ろ過池 砂の層を通して、さらに濁りなどの不純物を取り除き、きれいな水(浄水)にします。	付帯設備		中央監視室 (物集女西浄水場) 浄水場運転の中心で、水量の調整、機器の操作、その他全般を監視します。

◆ 施設位置図及び給水区域図



●	取水井戸 (数字は井戸名)
①～③	物集女配水池
○	上植野配水塔
□	物集女西浄水場
□	上植野浄水場
■	京都府営水分水点 (第1分水点、第2分水点)

(2) 取水井戸の概要

◆ 取水井戸保守状況

系統	井戸	新設 年月	代替 年月	二重 年月	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	備考
物集女西系統	5号	S40.3	S59.12	-	休止															敷地内代替、H14～休止、浚渫H10.7
	7号	S40.7	S63.6	-			浚渫											浚渫		
	9号	S44.6	S54.9	H5.7			休止													H21～休止、浚渫H11.8
	10号	S45.3	S57.8	-							浚渫									敷地内代替
	11号	S46.5	S61.3	-				浚渫												敷地内代替
	12号	S46.8	S59.8	H4.7										浚渫						敷地内代替
	14号	S47.3	H3.3	-					浚渫										浚渫	
	15号	S47.8	H6.4	-								浚渫								
	16号	S49.3	H2.1	-		浚渫										浚渫				敷地内代替
	17号	S49.7	H4.2	H19.9	二重 浚渫															敷地内代替
	18号	S50.7	H5.3	-	休止															敷地内代替、H14～休止、浚渫H10.7
	20号	S53.7	H8.4	-											浚渫					敷地内代替
	21号	S54.3	-	S60.7	休止															H14～休止、浚渫H5.7
	22号	S55.3	H1.3	-						浚渫								浚渫		

◆ 廃止した取水井戸

井戸	新設 年月	代替 年月	廃止 年	井戸	新設 年月	代替 年月	廃止 年
1号	S2	-	S36	6号	S37.6	S45.5	H13
2号	S30.3	-	S55	8号	S43.6	-	H13
3号	S35.10	-	S55	13号	S46.12	-	H13
4号	S41.3	S59.12	H22	19号	S52.3	S62.3	H29

井戸	新設 年月	代替 年月	廃止 年
23号	S58.4	-	H19
24号	S57.11	-	H19
25号	S57.12	-	H19
26号	S58.3	-	H19

表中用語説明

※新設:新たに井戸を鑿井すること。

※代替:既設井戸を破棄し、近辺に代わりの井戸を掘ること。

※浚渫:井戸内にたまっている堆積物などを除いて、井戸内部をきれいにする。

※二重:破損した、既存のケーシングパイプ内に口径の小さい新しいケーシングを入れ井戸を再生させること。

※廃止:既設井戸を廃棄すること。

※休止:井戸の揚水効率が悪いなどの理由で、休止している状態のこと。

(2) 取水井戸の概要

◆ 取水井戸管理状況

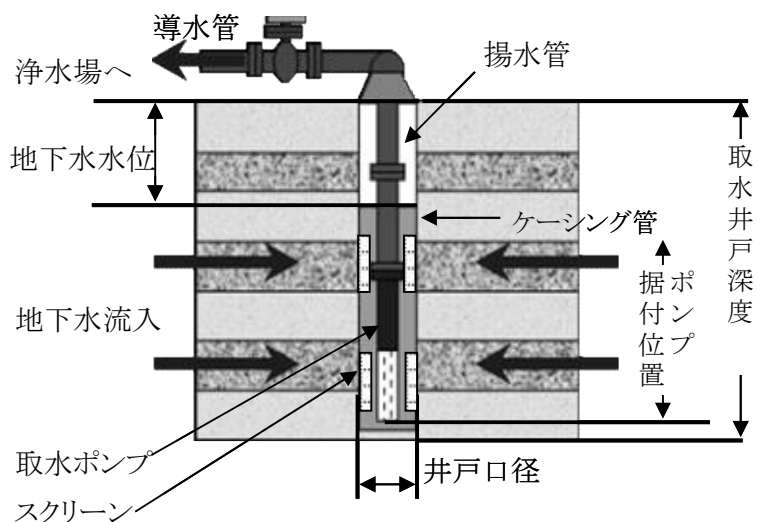
井戸名	取水井戸					取水ポンプ			
	場所	鑿井年月	ケーシング材質	井戸口径 (mm)	井戸深度 (m)	容量 (kw)	揚程 (m)	吐出量 (m ³ /min)	据付位置 (m)
第5号	寺戸町三ノ坪25	S59.12	FRP	350	190	休止中			
第7号	物集女町吉田 1	S63. 6	FRP	350	200	37	95	1.4	55.00
第9号	物集女西浄水場内	S54. 9	FRP	250	212	休止中			
第10号	物集女西浄水場内	S57. 8	SUS304	350	200	30	100	1.1	104.50
第11号	寺戸町里垣内30	S61. 3	FRP	350	200	30	100	1.1	88.00
第12号	物集女町灯籠前2-28	S59. 8	FRP	250	184	30	100	1.1	88.00
第14号	物集女町立田2-1	H3. 3	FRP	350	200	37	95	1.4	57.75
第15号	物集女町吉田17-1	H6. 4	FRP	350	200	37	95	1.4	63.25
第16号	物集女町五ノ坪18-4	H2. 1	FRP	350	145	30	100	1.1	72.50
第17号	寺戸町東御泥12-3	H4. 2	VP	250	192	30	100	1.1	82.50
第18号	物集女町森ノ下24	H5. 3	FRP	350	180	休止中			
第20号	物集女町中海道59-10	H8. 4	FRP	350	200	30	100	1.1	82.75
第21号	寺戸町東御泥19-2	S54. 3	SUS+CIP	300	200	休止中			
第22号	物集女町吉田 1	H1. 3	FRP	350	140	30	100	1.1	78.50

深井戸は、被圧帯水層から取水する井戸のことで、ケーシング、スクリーン及びケーシング内に吊り下げた揚水管とポンプからなり、狭い用地で比較的多量の水を得ることが可能である。

採水層に挿入したスクリーンから直接ポンプで揚水する。

深井戸は、帯水層の立体的な広がり、特に、帯水層の厚さがある程度必要であり、スクリーンの長さもそれに応じて長くなければならない。

本市の取水井戸深度は、145m～212mで、スクリーンの長さは約60mある。



取水井戸の構造図

◆ 取水量・給水量等の状況

ア 取水量

(単位: m³)

区 分	物集女西浄水場	府営水受水量	合 計
平成 29 年度	2,914,046	2,792,834	5,706,880
平成 30 年度	2,889,766	2,799,144	5,688,910
令和 元 年度	2,984,093	2,795,191	5,779,284
令和 2 年度	3,451,437	2,480,389	5,931,826
令和 3 年度	3,184,415	2,759,384	5,943,799

イ 給水量

(単位: m³)

区 分	物集女系	上植野系	合 計
平成 29 年度	4,668,447	1,036,973	5,705,420
平成 30 年度	4,667,315	1,019,555	5,686,870
令和 元 年度	4,776,342	1,000,897	5,777,239
令和 2 年度	4,940,452	989,289	5,929,741
令和 3 年度	4,968,101	973,703	5,941,804

ウ 薬品使用量

(単位: kg)

区 分	次亜塩素酸ナトリウム	ポリ塩化アルミニウム
平成 29 年度	285,374	29,090
平成 30 年度	272,207	28,917
令和 元 年度	292,483	31,412
令和 2 年度	345,973	29,933
令和 3 年度	325,246	30,169

エ 電力使用量

(単位: Kwh)

区 分	物集女系	上植野系	合 計
平成 29 年度	2,860,453	135,950	2,996,403
平成 30 年度	2,783,752	145,126	2,928,878
令和 元 年度	2,882,220	144,252	3,026,472
令和 2 年度	3,545,345	152,076	3,697,421
令和 3 年度	3,471,019	152,830	3,623,849

※ 物集女系電力使用量には、物集女配水池での電力使用量を含む。

(3) 給・配水管等の整備状況

◆ 導水管・送水管・配水管延長

(単位：m)

管路名 口 径	導 水 管	送 水 管	配水管幹線	配水管支線 (補助配水管を含む)	合 計
5 0 mm以下				29, 843	29, 843
7 5 mm				45, 900	45, 900
8 0 mm				62	62
1 0 0 mm				43, 893	43, 893
1 5 0 mm	632	522		20, 663	21, 817
2 0 0 mm	960			12, 156	13, 116
2 5 0 mm	577		2, 671		3, 248
3 0 0 mm	1, 401		3, 162		4, 563
3 5 0 mm			2, 018		2, 018
4 0 0 mm	596		3, 161		3, 757
4 5 0 mm		464			464
6 0 0 mm		54	481		535
8 0 0 mm			5		5
1 5 0 mm (ドレン)		151			151
合 計	4, 166	1, 191	11, 498	152, 517	169, 372
			164, 015		

◆ 給水工事

ア 給水装置工事受付件数

(単位：件)

区 分	新設工事	増設工事	改造工事	口径変更	撤去工事	外連工事	合 計
平成 29 年度	237	0	108	118	48	232	677
平成 30 年度	192	0	93	84	48	129	546
令和 元 年度	175	0	119	83	51	143	571
令和 2 年度	219	0	64	86	21	148	538
令和 3 年度	176	0	70	98	45	148	537

イ 配水及び給水施設修理件数

(単位：件)

区 分	給水器具取替及びパッキン取替	バルブ及びボックス内漏水	公 道 修 理		修 理 合 計	メーター取替
			配水管等	引込管		
平成 29 年度	1,010	98	1	66	1,175	2,419
平成 30 年度	930	89	3	81	1,103	2,509
令和 元 年度	805	66	1	79	951	2,724
令和 2 年度	770	110	6	60	946	2,439
令和 3 年度	621	117	0	69	807	2,363

◆ 漏水調査結果

(単位：件)

種 別	漏 水 箇 所	件 数
配水管関係	配水支管上	1
	バルブ	1
給水装置関係	給水管上	20
	止水栓	8
合 計		30

3 事 業

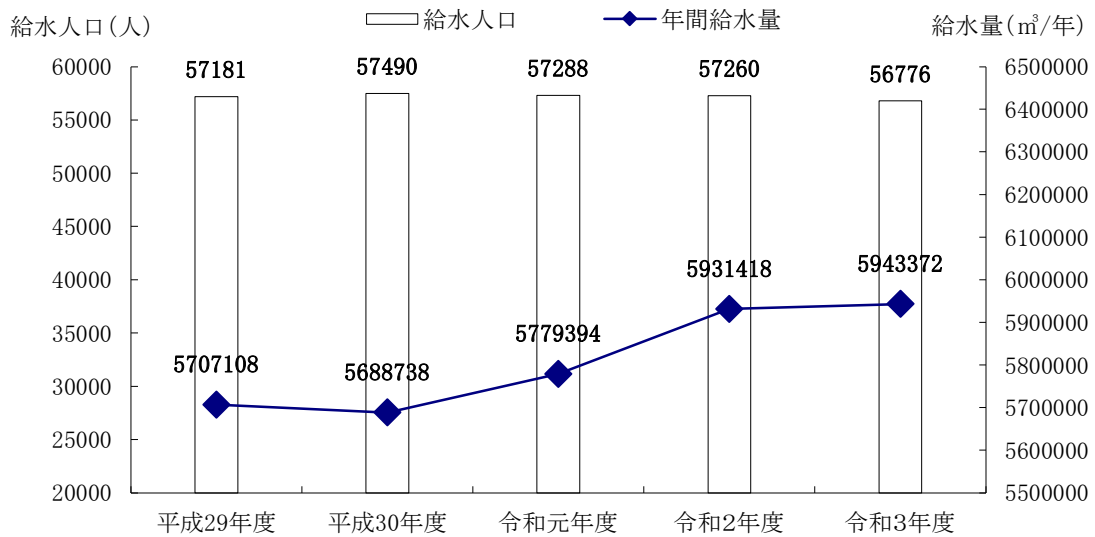
(1) 給水実績の推移

項目 \ 年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
※行政区域内人口 (人)		57,181	57,490	57,288	57,260	56,776
※行政区域内世帯 (世帯)		25,005	25,267	25,316	25,512	25,443
※給水人口 (人)		57,181	57,490	57,288	57,260	56,776
※給水件数 (件)		19,355	19,414	19,496	19,552	19,593
給水戸数 (戸)		24,824	25,114	25,222	25,333	25,441
普及率 (%)		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
年間取水量 (m³)		5,708,568	5,690,778	5,781,439	5,933,503	5,945,367
給水量	年間 (m³)	5,707,108	5,688,738	5,779,394	5,931,418	5,943,372
	1日最大 (m³)	16,536	16,951	17,146	18,257	17,642
	1人1日最大 (ℓ/人)	289	295	299	319	311
	1日平均 (m³)	15,636	15,586	15,791	16,250	16,283
	1人1日平均 (ℓ/人)	273	271	276	284	287
有効水量	有収水量 (m³)	5,427,806	5,461,478	5,453,602	5,551,406	5,532,649
	無収水量 (m³)	138,677	164,859	257,743	283,560	319,445
有効率 (%)		97.54	98.90	98.82	98.37	98.46
有収率 (%)		95.11	96.01	94.36	93.59	93.09
配水管総延長 (m)		162,197	162,592	162,813	163,250	164,015
消火栓数 (基)		572	571	571	573	576

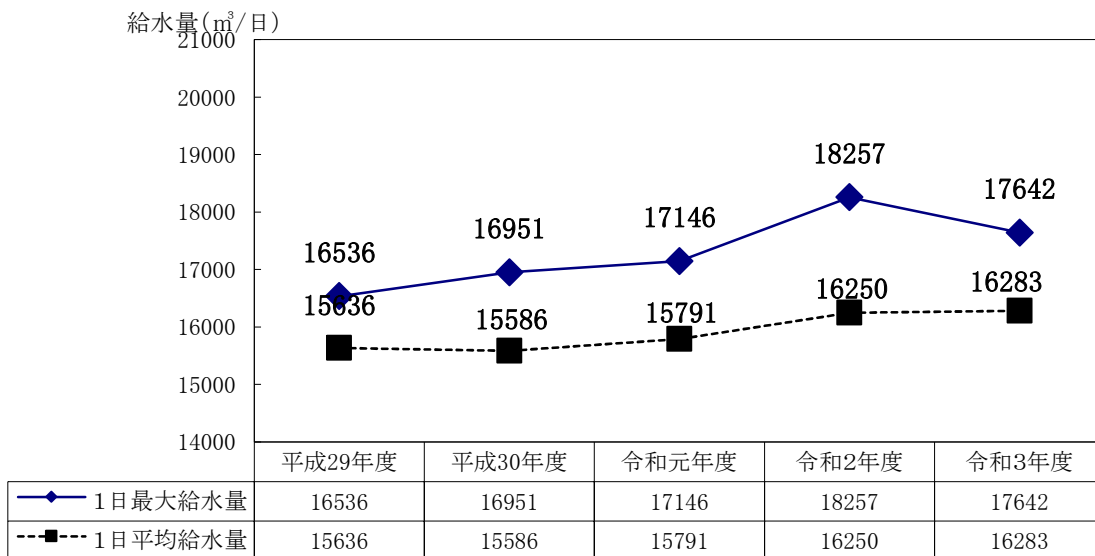
※「人口及び世帯数は水道統計資料による」

※「給水件数は開栓件数」

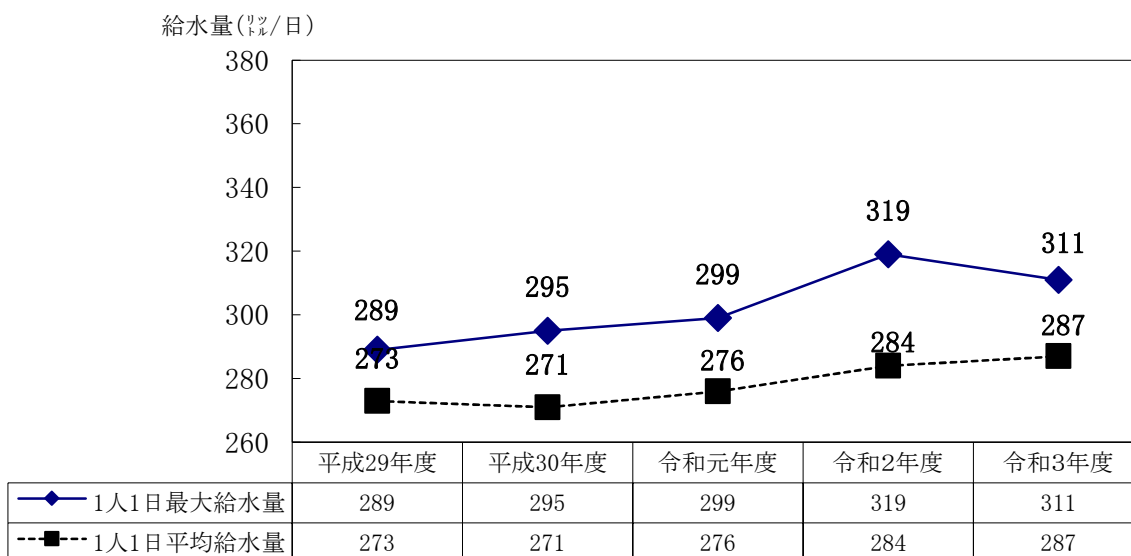
◆ 年間給水量と給水人口



◆ 1日平均、1日最大給水量



◆ 1人1日平均、1人1日最大給水量



(2) 水質検査

水質検査は、水道水の安全性を確認するために不可欠であり、水質管理の中核をなしています。本市では、水道法で検査が義務付けられている項目をはじめ、きめ細かい水質検査を実施し、ホームページなどでその結果をお知らせしています。

なお、水質検査は外部委託にて実施しています。委託業者については毎年水道法第20条で定める登録業者の中から入札で選定しています。

◆検査項目と実施状況

- | | |
|---|-------|
| ① 水道法に定める基準項目検査及び自主検査項目（水質基準項目検査） | |
| 採水場所 物集女西浄水場の着水井（48項目） | } 年4回 |
| 物集女西浄水場の浄水池、配水管末給水栓（60項目） | |
| 府営水第1分水点、第2分水点（60項目） | |
| 委託機関 夏原工業㈱ | |
| ② 水道法に定める毎月検査とそれ以外の項目（毎月検査） | |
| 採水場所 物集女西浄水場の着水井（24項目） | } 年8回 |
| 物集女西浄水場の浄水池、配水管末給水栓（39項目） | |
| 府営水第1分水点、第2分水点（39項目） | |
| 委託機関 夏原工業㈱ | |
| ③ 水道法に定める毎日検査（残留塩素、色、濁り、水温） | 毎日1回 |
| 採水場所 配水管末給水栓 8か所 | |
| 委託機関 (株)クリタス | |
| ④ 浄水処理工程検査（維持管理上必要となる工程検査）（22項目） | 年8回 |
| 採水場所 物集女西浄水場の高速凝集沈澱池、急速ろ過池 | |
| 委託機関 夏原工業㈱ | |
| ⑤ 取水井戸の水質検査（34項目） | |
| 採水場所 各取水井戸 10か所（7, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 17, 20, 22号） | 年4回 |
| 委託機関 夏原工業㈱ | |
| ⑥ 水道法に定める水質管理目標設定項目検査（26項目） | 年1回 |
| 採水場所 物集女西浄水場の着水井及び配水管末給水栓（森本町上町田） | |
| 委託機関 夏原工業㈱ | |

※配水管末給水栓の採水場所

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 物集女系給水区域 | 寺戸町八反田(①, ②, ③)、森本町上町田(①, ②, ③) |
| | 寺戸町大牧(②, ③)、寺戸町三ノ坪(③)、森本町下森本(③) |
| | 上植野町吉備寺(③) |
| 上植野系給水区域 | 上植野町庄ノ内(①, ②, ③)、森本町春日井(②, ③) |

()内の数字については、上記の水質検査項目に対応

◆水質検査実施項目

番号	項目名	単位	毎月検査		水質基準項目検査		浄水処理工程検査	取水井戸検査
			原水	浄水	原水	浄水		
	水温	℃	○	○	○	○	○	○
1	一般細菌	個/mL	○	◎	○	◎		○
2	大腸菌	—	○	◎	○	◎		○
3	カドミウム及びその化合物	mg/L			○	◎		
4	水銀及びその化合物	mg/L			○	◎		
5	セレン及びその化合物	mg/L			○	◎		
6	鉛及びその化合物	mg/L			○	◎		
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	○	○	○	◎	○	○
8	六価クロム化合物	mg/L			○	◎		
9	亜硝酸態窒素	mg/L			○	◎		○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L			○	◎		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	○	○	○	◎	○	○
12	フッ素及びその化合物	mg/L	○	○	○	◎	○	○
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	○	○	○	◎	○	○
14	四塩化炭素	mg/L			○	◎		○
15	1,4-ジクロロベンゼン	mg/L			○	◎		○
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			○	◎		○
17	ジクロロメタン	mg/L			○	◎		○
18	テトラクロロエチレン	mg/L			○	◎		○
19	トリクロロエチレン	mg/L			○	◎		○
20	ベンゼン	mg/L			○	◎		○
21	塩素酸	mg/L		○		◎		
22	クロロ酢酸	mg/L		○		◎		
23	クロロホルム	mg/L		○		◎		
24	ジクロロ酢酸	mg/L		○		◎		
25	ジブromクロロメタン	mg/L		○		◎		
26	臭素酸	mg/L		○		◎		
27	総トリハロメタン	mg/L		○		◎		
28	トリクロロ酢酸	mg/L		○		◎		
29	ブromジクロロメタン	mg/L		○		◎		
30	ブromホルム	mg/L		○		◎		
31	ホルムアルデヒド	mg/L		○		◎		
32	亜鉛及びその化合物	mg/L			○	◎		
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L		○	○	◎	○	
34	鉄及びその化合物	mg/L	○	○	○	◎	○	○
35	銅及びその化合物	mg/L			○	◎		
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	○	○	○	◎	○	○
37	マンガン及びその化合物	mg/L	○	○	○	◎	○	○
38	塩化物イオン	mg/L	○	◎	○	◎	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	○	○	○	◎	○	○
40	蒸発残留物	mg/L			○	◎		○
41	陰イオン界面活性剤	mg/L			○	◎		
42	ジェオキシ	mg/L		○ ※1	○	◎		
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L		○ ※1	○	◎		
44	非イオン界面活性剤	mg/L			○	◎		
45	フェノール類	mg/L			○	◎		
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/L	○	◎	○	◎	○	○
47	pH値	—	○	◎	○	◎	○	○
48	味	—		◎	○	◎		
49	臭気	—	○	◎	○	◎		○
50	色度	度	○	◎	○	◎	○	○
51	濁度	度	○	◎	○	◎	○	○
52	残留塩素	mg/L		◎		◎	○	
53	アンモニア態窒素	mg/L	○	○	○	○	○	○
54	アルカリ度	mg/L	○	○	○	○	○	○
55	酸度	mg/L	○	○	○	○	○	○
56	遊離炭酸	mg/L	○	○	○	○	○	○
57	電気伝導率	μS/cm	○	○	○	○	○	○
58	溶性ケイ酸	mg/L	○	○	○	○	○	○
59	リン酸イオン	mg/L	○	○	○	○	○	○
60	硫酸イオン	mg/L	○	○	○	○	○	○
61	嫌気性芽胞菌	個/100mL			○	○		○
62	クリプトスポリジウム及びジアルジア	—	○ ※2					

◎：水道法で定められた検査項目

○：維持管理上、必要と認める検査項目（一斉分析により結果がでる項目を含む）

No. 1～52：水道法で定められた項目

No. 53～62：維持管理上必要となる自主検査項目

※1：原因となる藻類が発生する期間

※2：3か月に1回

◆水質基準項目の説明

	項目	基準値	区分	説明	主な使われ方
1	一般細菌	100個/ml以下	病原生物の代替指標	水の一般的清浄度を示す指標であり、平常時は水道水中には極めて少ないが、これが著しく増加した場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。	
2	大腸菌	検出されないこと		人や動物の腸管内や土壌に存在しています。水道水中に検出された場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物質・重金属	河川水等に検出されることはまれですが、鉱山排水や工場排水などから混入することがあります。イタイイタイ病の原因物質として知られています。	電池、メッキ、顔料
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		水銀鉱床などの地帯を流れる河川や、工場排水、農業、下水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。有機水銀化合物は水俣病の原因物質として知られています。	温度計、歯科材料、蛍光灯
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。	半導体材料、顔料、薬剤
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。水道水中には含まれていませんが鉛管を使用している場合検出されることがあります。	鉛管、蓄電池、活字ハンダ
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		地質の影響、鉱泉、鉱山排水、工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。	合金、半導体材料
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。	メッキ
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出されます。	無機肥料、火薬発色剤
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。	害虫駆除剤、メッキ
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出されます。	無機肥料、火薬発色剤
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		主として地質や工場排水などの混入によって河川水などで検出されます。適量摂取は虫歯予防の予防効果があるとされますが、高濃度に含まれますと斑状歯の症状が現れることがあります。	フロンガス製造、表面処理剤
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		火山地帯の地下水や温泉、ホウ素を使用している工場からの排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。	表面処理剤、ガラスエナメル工業、陶器ホウロウ
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機化学物質	化学合成材料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。	フロンガス原料、ワックス、樹脂原料
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下			洗浄剤、合成皮革用溶剤
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			溶剤、香料、ラッカー
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下			殺虫剤、塗料、ニス
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下			ドライクリーニング
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下			溶剤、脱脂剤
20	ベンゼン	0.01mg/L以下			染料、合成ゴム、有機顔料
21	塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物	消毒剤の次亜塩素酸ナトリウム及び二酸化塩素の分解生成物です。	試薬
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下			
26	臭素酸	0.01mg/L以下		消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの製造時に、不純物として含まれる臭素が酸化されて生成する。	毛髪のコールドウェーブ用薬品
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン、ブromホルムの合計を総トリハロメタンといいます。	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下			

◆水質基準項目の説明

	項目	基準値	区分	説明	主な使われ方
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	色	鉱山排水、工場排水などの混入や亜鉛メッキ鋼管からの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。	トタン板、合金、乾電池
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。	アルマイト製品、電線、ダイカスト、印刷インク
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		鉱山排水、工場排水などの混入や鉄管に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると異臭味や、洗濯物などを着色する原因となります。	建築、橋梁、造船
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		銅山排水、工場排水、農薬などの混入や給水装置などに使用される銅管、真鍮器具などからの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。	電線、電池、メッキ熱交換器
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味	工場排水や海水、塩素処理などの水処理に由来し、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。	苛性ソーダ、石鹼
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色	地質からや、鉱山排水、工場排水の混入によって河川水などで検出されることがあり、消毒用の塩素で酸化されると黒色を呈することがあります。	合金、乾電池、ガラス
38	塩化物イオン	200mg/L以下	味	地質や海水の浸透、家庭排水、工場排水及びし尿などからの混入によって河川水などで検出され、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。	食塩、塩素ガス
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下		硬度とはカルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が低すぎると淡白でくどい味がし、高すぎるとしつこい味がします。また、硬度が高いと石鹼の泡立ちを悪くします。	カルシウム：肥料、さらし粉 マグネシウム：合金、電池
40	蒸発残留物	500mg/L以下		水を蒸発させたときに得られる残留物のことで、主な成分はカルシウム、マグネシウム、ケイ酸などの塩類及び有機物です。残留物が多いと苦み、渋みなどを付け、適度に含まれるとまろやかさを出すとされます。	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。	合成洗剤
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するアナベナなどの藍藻類によって産出されるカビ臭の原因物質です。	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するフォルミジウムやオシロトリアなどの藍藻類によって産出されるカビ臭の原因物質です。	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。	合成洗剤、シャンプー
45	フェノール類	0.005mg/L以下	臭気	工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあり、微量であっても異臭味の原因となります。	合成樹脂、繊維、香料、消毒剤、防腐剤の原料
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	味	有機物などによる汚れの度合を示し、土壌に起因するほか、し尿、下水、工場排水などの混入によっても増加します。水道水中に多いと渋みをつけます。	
47	pH値	5.8以上8.6以下であること	基礎的性状	0から14の数値で表され、pH7が中性、7から小さくなるほど酸性が強く、7から大きくなるほどアルカリ性が強くなります。	
48	味	異常でないこと		水の味は、地質又は海水、工場排水、化学薬品などの混入及び藻類など生物の繁殖に伴うもののほか、水道水では使用される管の内面塗装などに起因することもあります。	
49	臭気	異常でないこと		水の臭気は、藻類など生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質などに伴うもののほか、水道水では使用される管の内面塗装剤などに起因することもあります。	
50	色度	5度以下		水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえます。	
51	濁度	2度以下		水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。	

◆原水の水質検査結果（浄水場着水井で採取した原水を水質検査した年間平均値）

	番号	項 目	単位	原水(着水井)	水質基準値
		水温	℃	19.7	—
水 質 基 準 項 目	1	一般細菌	個/mL	1	100以下
	2	大腸菌	—	不検出	検出されないこと
	3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.003以下
	4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005以下
	5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01以下
	6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01以下
	7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.012	0.01以下
	8	六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02以下
	9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01以下
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	10以下
	12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.21	0.8以下
	13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.2	1.0以下
	14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002以下
	15	1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	0.005未満	0.05以下
	16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	mg/L	0.001未満	0.04以下
	17	ジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.02以下
	18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下
	19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下
	20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01以下
	21	塩素酸	mg/L	—	0.6以下
	22	クロロ酢酸	mg/L	—	0.02以下
	23	クロホルム	mg/L	—	0.06以下
	24	ジクロロ酢酸	mg/L	—	0.03以下
	25	ジブromクロロメタン	mg/L	—	0.1以下
	26	臭素酸	mg/L	—	0.01以下
	27	総トリハロメタン	mg/L	—	0.1以下
	28	トリクロロ酢酸	mg/L	—	0.03以下
	29	ブromジクロロメタン	mg/L	—	0.03以下
	30	ブromホルム	mg/L	—	0.09以下
	31	ホルムアルデヒド	mg/L	—	0.08以下
	32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0以下
	33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.2以下
	34	鉄及びその化合物	mg/L	1.6	0.3以下
	35	銅及びその化合物	mg/L	0.05未満	1.0以下
	36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	38	200以下
	37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.62	0.05以下
	38	塩化物イオン	mg/L	25	200以下
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	62	300以下
	40	蒸発残留物	mg/L	200	500以下
	41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2以下
	42	ジオキシシン	mg/L	0.000001未満	0.00001以下
	43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001以下
	44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02以下
	45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005以下
	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.6	3以下
	47	pH値	—	6.9	5.8以上8.6以下
	48	味	—	—	異常でないこと
	49	臭気	—	異常なし	異常でないこと
	50	色度	度	17	5以下
	51	濁度	度	4.1	2以下
	52	残留塩素	mg/L	—	0.1以上
自主検査項目	53	アンモニア態窒素	mg/L	0.83	—
	54	アルカリ度	mg/L	95	—
	55	酸度	mg/L	31	—
	56	遊離炭酸	mg/L	28	—
	57	電気伝導率	μS/cm	256	—
	58	溶性ケイ酸	mg/L	41	—
	59	リン酸イオン	mg/L	1.1	—
	60	硫酸イオン	mg/L	7.7	—
	61	嫌気性芽胞菌	個/100mL	0	—
	62	クリプトスポリジウム及びジアルジア	—	不検出	—

◆京都府営水の水質検査結果（第1、第2分水点で採水した府営水を水質検査した年間平均値）

	番号	項目	単位	府営水第1分水点	府営水第2分水点	水質基準値
		水温	℃	15.6	18.5	—
水 質 基 準 項 目	1	一般細菌	個/mL	0	0	100以下
	2	大腸菌	—	不検出	不検出	検出されないこと
	3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
	4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下
	5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	8	六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.05以下
	9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.04以下
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.7	10以下
	12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.8以下
	13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	1.0以下
	14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
	15	1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.05以下
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.04以下
	17	ジクロロメタン	mg/L	0.0001未満	0.0001未満	0.02以下
	18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下
	19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	21	塩素酸	mg/L	0.06	0.07	0.6以下
	22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.02以下
	23	クロホルム	mg/L	0.010	0.012	0.06以下
	24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.005	0.005	0.03以下
	25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001	0.1以下
	26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	27	総トリハロメタン	mg/L	0.016	0.019	0.1以下
	28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.005	0.007	0.03以下
	29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.005	0.005	0.03以下
	30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.09以下
	31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.08以下
	32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	1.0以下
	33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.2以下
	34	鉄及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.3以下
	35	銅及びその化合物	mg/L	0.05未満	0.05未満	1.0以下
	36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.0	9.0	200以下
	37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.05以下
	38	塩化物イオン	mg/L	10	10	200以下
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	36	36	300以下
	40	蒸発残留物	mg/L	75	76	500以下
	41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.2以下
	42	ジオキソシン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下
	43	2-メルカプトエタノール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下
	44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.02以下
	45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下
	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.7	0.7	3以下
	47	pH値	—	7.3	7.3	5.8以上8.6以下
	48	味	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
	49	臭気	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
	50	色度	度	0.5未満	0.5未満	5以下
	51	濁度	度	0.1未満	0.1未満	2以下
	52	残留塩素	mg/L	0.7	0.6	0.1以上
自主 検査 項目	53	アンモニア態窒素	mg/L	0.05未満	0.05未満	—
	54	アルカリ度	mg/L	28	29	—
	55	酸度	mg/L	3.6	3.5	—
	56	遊離炭酸	mg/L	3.2	3.0	—
	57	電気伝導率	μS/cm	107	106	—
	58	溶性ケイ酸	mg/L	8.8	8.8	—
	59	リン酸イオン	mg/L	0.01未満	0.01未満	—
	60	硫酸イオン	mg/L	8.2	8.3	—
	61	嫌気性芽胞菌	個/100mL	0	0	—

◆浄水の水質検査結果（配水管末の給水栓から採水した浄水を水質検査した年間平均値）

	番号	項 目	単位	物集女給水区域		上植野給水区域	水道水質基準値
				寺戸町八反田	森本町上町田	上植野町庄ノ内	
		水温	℃	19.5	18.8	19.3	—
水 質 基 準 項 目	1	一般細菌	個/mL	0	0	0	100以下
	2	大腸菌	—	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
	3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
	4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下
	5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01以下
	8	六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.05以下
	9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.4	0.4	10以下
	12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.14	0.14	0.14	0.8以下
	13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	1.0以下
	14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
	15	1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下
	16	ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.04以下
	17	ジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.02以下
	18	トリクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下
	19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	21	塩素酸	mg/L	0.21	0.21	0.20	0.6以下
	22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
	23	クロロホルム	mg/L	0.013	0.014	0.014	0.06以下
	24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.006	0.006	0.006	0.03以下
	25	ジブクロロメタン	mg/L	0.006	0.006	0.006	0.1以下
	26	臭素酸	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01以下
	27	総トリハロメタン	mg/L	0.028	0.028	0.030	0.1以下
	28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.008	0.008	0.009	0.03以下
	29	ブクロロメタン	mg/L	0.009	0.009	0.010	0.03以下
	30	ブクロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下
	31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下
	32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下
	33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
	34	鉄及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.3以下
	35	銅及びその化合物	mg/L	0.05未満	0.05未満	0.05未満	1.0以下
	36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	30	30	28	200以下
	37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下
	38	塩化物イオン	mg/L	23	23	22	200以下
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	56	50	50	300以下
	40	蒸発残留物	mg/L	160	153	145	500以下
	41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
	42	ジオキシベンゼン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下
	43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下
	44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下
	45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下
	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.7	0.6	0.7	3以下
	47	pH値	—	7.2	7.3	7.3	5.8以上8.6以下
	48	味	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
	49	臭気	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
	50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5以下
	51	濁度	度	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2以下
	52	残留塩素	mg/L	1.1	1.1	1.0	0.1以上
自主検査項目	53	アンモニア態窒素	mg/L	0.05未満	0.05未満	0.05未満	—
	54	アルカリ度	mg/L	66	66	64	—
	55	酸度	mg/L	9.3	10	9.4	—
	56	遊離炭酸	mg/L	8.2	9.0	8.3	—
	57	電気伝導率	μS/cm	206	208	201	—
	58	溶性ケイ酸	mg/L	27	27	26	—
	59	リン酸イオン	mg/L	0.17	0.17	0.17	—
	60	硫酸イオン	mg/L	7.5	7.5	7.5	—
	61	嫌気性芽胞菌	個/100mL	0	0	0	—

◆水質管理目標設定項目

評価値が暫定であったり検出レベルは高くないものの水道水質管理上注意喚起すべき項目

番号	項 目	単 位	物集女西系統	目 標 値
1	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.02以下
2	ウラン及びその化合物	mg/L	0.0002未満	0.002以下
3	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.02以下
5	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.004以下
8	トルエン	mg/L	0.04未満	0.4以下
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	mg/L	0.008未満	0.08以下
10	亜塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6以下
12	二酸化塩素	mg/L	0.06未満	0.6以下
13	ジクロロアセトリル	mg/L	0.001未満	0.01以下
14	抱水クロール	mg/L	0.002未満	0.02以下
15	農薬類 (118項目) (別表に記載)			検出値と目標値の比の和として、1以下
16	残留塩素	mg/L	1.3	1以下
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	52	10以上100以下
18	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.01以下
19	遊離炭酸	mg/L	11	20以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.03未満	0.3以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル	mg/L	0.002未満	0.02以下
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	1.2	3以下
23	臭気強度 (TON)	—	1未満	3以下
24	蒸発残留物	mg/L	150	30以上200以下
25	濁度	度	0.1未満	1以下
26	pH値	—	7.2	7.5程度
27	腐食性 (ランゲリア指数)	—	-1.7	-1程度以上とし、極力0に近づける
28	従属栄養細菌	1mL中	0	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下
29	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.1以下
30	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.1以下
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) ペルフルオロオクタン酸 (POFA)	mg/L	0.000005未満	0.00005以下

採水場所 浄水 管末給水栓 (森本町上町田)

検査方法 厚生労働省が定める方法

※ 4・6・7・11は欠番

※ 目標値は、厚生労働省が設定したより質の高い水道水の供給をめざすための数値目標です。

別表
農 薬 類

番号	項 目	単 位	物集女西系統	目 標 値
1	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	mg/L	0.0001未満	0.05以下
2	2, 2-DPA (ダラボン)	mg/L	0.0008未満	0.08以下
3	2, 4-D (2, 4-PA)	mg/L	0.0002未満	0.02以下
4	EPN	mg/L	0.00004未満	0.004以下
5	MCPA	mg/L	0.0001未満	0.005以下
6	アシュラム	mg/L	0.009未満	0.9以下
7	アセフェート	mg/L	0.0002未満	0.006以下
8	アトラジン	mg/L	0.0001未満	0.01以下
9	アニロホス	mg/L	0.00003未満	0.003以下
10	アミトラズ	mg/L	0.0002未満	0.006以下
11	アラクロール	mg/L	0.0003未満	0.03以下
12	イソキサチオン	mg/L	0.00005未満	0.005以下
13	イソフェンホス	mg/L	0.00003未満	0.001以下
14	イソプロカルブ (MIPC)	mg/L	0.0001未満	0.01以下
15	イソプロチオン (IPT)	mg/L	0.003未満	0.3以下
16	イプロベンホス (IBP)	mg/L	0.0009未満	0.09以下
17	イミノクタジン	mg/L	0.00006未満	0.006以下
18	インダノファン	mg/L	0.00009未満	0.009以下
19	エスプロカルブ	mg/L	0.0003未満	0.03以下
20	エトフェンブ ロックス	mg/L	0.0008未満	0.08以下
21	エントスルファン (ベンゾエビソ)	mg/L	0.0001未満	0.01以下
22	オキサジクロメホン	mg/L	0.0002未満	0.02以下
23	オキシ銅 (有機銅)	mg/L	0.0003未満	0.03以下
24	オリサストロビン	mg/L	0.001未満	0.1以下
25	カズサホス	mg/L	0.000006未満	0.0006以下
26	カフェンストール	mg/L	0.00008未満	0.008以下
27	カルタップ	mg/L	0.0008未満	0.08以下
28	カルバリル (NAC)	mg/L	0.0002未満	0.02以下
29	カルボフラン	mg/L	0.00003未満	0.005以下
30	キノクラミン (ACN)	mg/L	0.00005未満	0.005以下
31	キャブタン	mg/L	0.003未満	0.3以下
32	クミロン	mg/L	0.0003未満	0.03以下
33	グリホサート	mg/L	0.02未満	2以下
34	グェルホシネート	mg/L	0.001未満	0.02以下
35	クロメプロップ	mg/L	0.0002未満	0.02以下
36	クロルニトロフェン (CNP)	mg/L	0.00003未満	0.0001以下
37	クロルピリホス	mg/L	0.00003未満	0.003以下
38	クロロタロニル (TPN)	mg/L	0.0005未満	0.05以下
39	シアナジン	mg/L	0.00003未満	0.001以下
40	シアノホス (CYAP)	mg/L	0.00003未満	0.003以下
41	ジウロン (DCMU)	mg/L	0.0002未満	0.02以下
42	ジクロベニル (DBN)	mg/L	0.0003未満	0.03以下
43	ジクロルホス (DDVP)	mg/L	0.00008未満	0.008以下
44	ジクワット	mg/L	0.0001未満	0.01以下
45	ジスルホトン (エチルチオメトン)	mg/L	0.00004未満	0.004以下
46	ジチオカルバメート系農薬	mg/L	0.002未満	0.005以下
47	ジチオピル	mg/L	0.00009未満	0.009以下
48	シハロホップ フチル	mg/L	0.00006未満	0.006以下
49	シマジン (CAT)	mg/L	0.00003未満	0.003以下
50	ジメタメリン	mg/L	0.0002未満	0.02以下
51	ジメトエート	mg/L	0.0005未満	0.05以下
52	シメトリン	mg/L	0.0003未満	0.03以下
53	ダイアジン	mg/L	0.00003未満	0.003以下
54	ダイムロン	mg/L	0.008未満	0.8以下
55	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	mg/L	0.0002未満	0.01以下
56	チアジニル	mg/L	0.001未満	0.1以下
57	チウラム	mg/L	0.0002未満	0.02以下

別表
農 薬 類

番号	項 目	単 位	物集女西系統	目 標 値
58	チオジ [°] カルブ [°]	mg/L	0.0008未満	0.08以下
59	チオファネートメチル	mg/L	0.003未満	0.3以下
60	チオヘン [°] カルブ [°]	mg/L	0.0002未満	0.02以下
61	テフリルトリオン	mg/L	0.0001未満	0.002以下
62	テルブ [°] カルブ [°] (MBPMC)	mg/L	0.0002未満	0.02以下
63	トリクロピ [°] ル	mg/L	0.00006未満	0.006以下
64	トリクロルホン (DEP)	mg/L	0.00005未満	0.005以下
65	トリシクラゾ [°] ール	mg/L	0.001未満	0.1以下
66	トリフルタリン	mg/L	0.0006未満	0.06以下
67	ナブ [°] ロバ [°] ミト [°]	mg/L	0.0003未満	0.03以下
68	バ [°] ラコート	mg/L	0.0005未満	0.005以下
69	ヒ [°] ヘ [°] ロホス	mg/L	0.00003未満	0.0009以下
70	ヒ [°] ラクロニル	mg/L	0.0002未満	0.01以下
71	ヒ [°] ラゾ [°] キシフェン	mg/L	0.00004未満	0.004以下
72	ヒ [°] ラゾ [°] リネート (ヒ [°] ラゾ [°] レート)	mg/L	0.0002未満	0.02以下
73	ヒ [°] リタ [°] フェンチオン	mg/L	0.00003未満	0.002以下
74	ヒ [°] リブ [°] チカルブ [°]	mg/L	0.0002未満	0.02以下
75	ヒ [°] ロキロン	mg/L	0.0005未満	0.05以下
76	フィブ [°] ロニル	mg/L	0.000005未満	0.0005以下
77	フェニトロチオン (MEP)	mg/L	0.0001未満	0.01以下
78	フェノフ [°] カルブ [°] (BPMC)	mg/L	0.0003未満	0.03以下
79	フェリムゾ [°] ン	mg/L	0.0005未満	0.05以下
80	フェンチオン (MPP)	mg/L	0.00006未満	0.006以下
81	フェントエート (PAP)	mg/L	0.00007未満	0.007以下
82	フェントラサ [°] ミト [°]	mg/L	0.0001未満	0.01以下
83	フサライト [°]	mg/L	0.001未満	0.1以下
84	フ [°] タクロール	mg/L	0.0003未満	0.03以下
85	フ [°] タミホス	mg/L	0.0002未満	0.02以下
86	フ [°] ブ [°] ロフェジ [°] ン	mg/L	0.0002未満	0.02以下
87	フルアジ [°] ナム	mg/L	0.0003未満	0.03以下
88	ブ [°] レチラクロール	mg/L	0.0005未満	0.05以下
89	ブ [°] ロシミト [°] ン	mg/L	0.0009未満	0.09以下
90	ブ [°] ロチオホス	mg/L	0.00007未満	0.007以下
91	ブ [°] ロビ [°] コナゾ [°] ール	mg/L	0.0005未満	0.05以下
92	ブ [°] ロビ [°] サ [°] ミト [°]	mg/L	0.0005未満	0.05以下
93	ブ [°] ロヘ [°] ナゾ [°] ール	mg/L	0.0003未満	0.03以下
94	ブ [°] ロモブ [°] チト [°]	mg/L	0.001未満	0.1以下
95	ベ [°] ノミル	mg/L	0.0002未満	0.02以下
96	ベンシクロン	mg/L	0.001未満	0.1以下
97	ベンゾ [°] ビシクロン	mg/L	0.0009未満	0.09以下
98	ベンゾ [°] フェナップ [°]	mg/L	0.0001未満	0.005以下
99	ベンタゾ [°] ン	mg/L	0.002未満	0.2以下
100	ベンデ [°] イメタリン	mg/L	0.003未満	0.3以下
101	ベンフ [°] カルブ [°]	mg/L	0.0002未満	0.04以下
102	ベンフルラリン (ベ [°] スロジ [°] ン)	mg/L	0.0001未満	0.01以下
103	ベンフレセート	mg/L	0.0007未満	0.07以下
104	ホスチアセート	mg/L	0.0001未満	0.003以下
105	マラチオン (マラソン)	mg/L	0.007未満	0.7以下
106	メコブ [°] ロップ [°] (MCPP)	mg/L	0.0005未満	0.05以下
107	メソミル	mg/L	0.0003未満	0.03以下
108	メタラキシル	mg/L	0.002未満	0.2以下
109	メチタ [°] チオン (DMTP)	mg/L	0.00004未満	0.004以下
110	メトミノストロビ [°] ン	mg/L	0.0004未満	0.04以下
111	メトリブ [°] ジ [°] ン	mg/L	0.0003未満	0.03以下
112	メフェナセト	mg/L	0.0002未満	0.02以下
113	メブ [°] ロニル	mg/L	0.001未満	0.1以下
114	モリネート	mg/L	0.00005未満	0.005以下

◆取水井戸（原水）の水質検査結果（取水井戸で採取した原水を水質検査した年間平均値）

	番号	項目名	単位	第7号	第10号	第11号	第12号	水質基準値 (※)
		水温	℃	20.1	17.3	20.2	20.3	—
	1	一般細菌	個/mL	0	0	0	0	100以下
	2	大腸菌	—	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
	3	カドミウム及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	0.003以下
	4	水銀及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	0.0005以下
	5	セレン及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	0.01以下
	6	鉛及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	0.01以下
	7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.016	0.001未満	0.003	0.004	0.01以下
	8	六価クロム化合物	mg/L	—	—	—	—	0.02以下
	9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	—	—	—	—	0.01以下
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.04未満	2.4	0.04未満	0.04未満	10以下
	12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.19	0.08未満	0.18	0.14	0.8以下
	13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.2	0.1未満	0.2	0.1	1.0以下
	14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
	15	1,4-ジ'オキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下
	16	ジス-1,2-ジ'クロロエチレン及びトランス-1,2-ジ'クロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.04以下
	17	ジ'クロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.02以下
	18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下
	19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	21	塩素酸	mg/L	—	—	—	—	0.6以下
	22	クロロ酢酸	mg/L	—	—	—	—	0.02以下
	23	クロホルム	mg/L	—	—	—	—	0.06以下
	24	ジ'クロロ酢酸	mg/L	—	—	—	—	0.03以下
	25	ジ'プロモクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	0.1以下
	26	臭素酸	mg/L	—	—	—	—	0.01以下
	27	総トリハロメタン	mg/L	—	—	—	—	0.1以下
	28	トリクロロ酢酸	mg/L	—	—	—	—	0.03以下
	29	プロモジ'クロロメタン	mg/L	—	—	—	—	0.03以下
	30	プロホルム	mg/L	—	—	—	—	0.09以下
	31	ホルムアルデヒド	mg/L	—	—	—	—	0.08以下
	32	亜鉛及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	1.0以下
	33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	0.2以下
	34	鉄及びその化合物	mg/L	1.8	0.60	2.4	2.1	0.3以下
	35	銅及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	1.0以下
	36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	37	12	30	33	200以下
	37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.60	0.21	0.56	0.65	0.05以下
	38	塩化物イオン	mg/L	20	14	13	17	200以下
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	51	64	49	58	300以下
	40	蒸発残留物	mg/L	173	118	188	180	500以下
	41	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—	0.2以下
	42	ジェオキシ	mg/L	—	—	—	—	0.00001以下
	43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	—	—	—	—	0.00001以下
	44	非イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—	0.02以下
	45	フェノール類	mg/L	—	—	—	—	0.005以下
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.7	0.3未満	0.5	0.5	3以下
	47	pH値	—	7.2	5.8	6.9	7.1	5.8以上8.6以下
	48	味	—	—	—	—	—	異常でないこと
	49	臭気	—	硫化水素臭	異常なし	異常なし	硫化水素臭	異常でないこと
	50	色度	度	18	3.8	18	22	5以下
	51	濁度	度	0.3	5.8	1.8	1.6	2以下
	52	残留塩素	mg/L	—	—	—	—	0.1以上
自主検査項目	53	アンモニア態窒素	mg/L	0.56	0.05未満	0.96	1.6	—
	54	アルカリ度	mg/L	95	19	96	102	—
	55	酸度	mg/L	17	97	29	22	—
	56	遊離炭酸	mg/L	15	86	25	20	—
	57	電気伝導率	μS/cm	223	185	213	238	—
	58	溶性ケイ酸	mg/L	39	25	56	47	—
	59	リン酸イオン	mg/L	1.6	0.01未満	0.88	1.4	—
	60	硫酸イオン	mg/L	1未満	40	3.7	1.7	—
	61	嫌気性芽胞菌	個/100mL	0	0	0	0	—

(※) 水質基準値は、浄水に対する基準値であるため、参考値です。

◆取水井戸（原水）の水質検査結果（取水井戸で採取した原水を水質検査した年間平均値）

	番号	項目名	単位	第14号	第15号	第16号	第17号	水質基準値 (※)
		水温	℃	20.1	19.7	19.4	21.1	—
水質基準項目	1	一般細菌	個/mL	0	0	0	0	100以下
	2	大腸菌	—	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
	3	カドミウム及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	0.003以下
	4	水銀及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	0.0005以下
	5	セレン及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	0.01以下
	6	鉛及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	0.01以下
	7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.038	0.022	0.015	0.005	0.01以下
	8	六価クロム化合物	mg/L	—	—	—	—	0.02以下
	9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	—	—	—	—	0.01以下
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	10以下
	12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.25	0.12	0.09	0.61	0.8以下
	13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.3	0.5	0.1未満	0.9	1.0以下
	14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
	15	1,4-ジ'ナフ'チン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下
	16	シス-1,2-ジ'クロロ'エチレン及びトランス-1,2-ジ'クロロ'エチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.04以下
	17	ジ'クロロ'メタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.02以下
	18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下
	19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	21	塩素酸	mg/L	—	—	—	—	0.6以下
	22	クロロ酢酸	mg/L	—	—	—	—	0.02以下
	23	クロホルム	mg/L	—	—	—	—	0.06以下
	24	ジ'クロロ'酢酸	mg/L	—	—	—	—	0.03以下
	25	ジ'ブ'ロモクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	0.1以下
	26	臭素酸	mg/L	—	—	—	—	0.01以下
	27	総トリハロメタン	mg/L	—	—	—	—	0.1以下
	28	トリクロロ酢酸	mg/L	—	—	—	—	0.03以下
	29	ブ'ロモ'ジ'クロロ'メタン	mg/L	—	—	—	—	0.03以下
	30	ブ'ロモ'ホルム	mg/L	—	—	—	—	0.09以下
	31	ホルムアルデ'ヒド'	mg/L	—	—	—	—	0.08以下
	32	亜鉛及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	1.0以下
	33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	0.2以下
	34	鉄及びその化合物	mg/L	1.1	3.4	4.1	2.4	0.3以下
	35	銅及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	1.0以下
	36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	44	72	28	81	200以下
	37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.44	1.1	1.0	1.0	0.05以下
	38	塩化物イオン	mg/L	27	101	17	62	200以下
	39	カルシウム、マグ'ネシウム'等(硬度)	mg/L	49	103	74	89	300以下
	40	蒸発残留物	mg/L	180	318	190	325	500以下
	41	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—	0.2以下
	42	ジ'ェオ'スミン	mg/L	—	—	—	—	0.00001以下
	43	2-メチルイソ'ボルネ'オール	mg/L	—	—	—	—	0.00001以下
	44	非イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—	0.02以下
	45	フェノール類	mg/L	—	—	—	—	0.005以下
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.8	0.5	0.3	1.1	3以下
	47	pH値	—	7.4	7.1	7.0	7.3	5.8以上8.6以下
	48	味	—	—	—	—	—	異常でないこと
	49	臭気	—	硫化水素臭	硫化水素臭	硫化水素臭	硫化水素臭	異常でないこと
	50	色度	度	15	33	22	36	5以下
	51	濁度	度	0.2	15	5.2	7.0	2以下
自主検査項目	52	残留塩素	mg/L	—	—	—	—	0.1以上
	53	アンモニア態窒素	mg/L	0.54	0.49	0.42	1.0	—
	54	アルカリ度	mg/L	93	110	91	160	—
	55	酸度	mg/L	11	30	31	27	—
	56	遊離炭酸	mg/L	9.5	27	27	24	—
	57	電気伝導率	mS/m	250	495	248	480	—
	58	溶性ケイ酸	mg/L	33	33	41	46	—
	59	リン酸イオン	mg/L	3.0	1.3	0.92	1.5	—
	60	硫酸イオン	mg/L	1未満	2.3	12	3.0	—
	61	嫌気性芽胞菌	個/100mL	0	0	0	0	—

(※) 水質基準値は、浄水に対する基準値であるため、参考値です。

◆取水井戸（原水）の水質検査結果（取水井戸で採取した原水を水質検査した年間平均値）

	番号	項目名	単位	第20号	第22号	水質基準値 (※)
		水温	℃	13.2	19.3	—
水質基準項目	1	一般細菌	個/mL	0	0	100以下
	2	大腸菌	—	不検出	不検出	検出されないこと
	3	カドミウム及びその化合物	mg/L	—	—	0.003以下
	4	水銀及びその化合物	mg/L	—	—	0.0005以下
	5	セレン及びその化合物	mg/L	—	—	0.01以下
	6	鉛及びその化合物	mg/L	—	—	0.01以下
	7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.016	0.01以下
	8	六価クロム化合物	mg/L	—	—	0.02以下
	9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.04以下
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	—	—	0.01以下
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.4	0.04未満	10以下
	12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.16	0.8以下
	13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.2	1.0以下
	14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
	15	1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.05以下
	16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.04以下
	17	ジクロロメタン	mg/L	0.001	0.001未満	0.02以下
	18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下
	19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	21	塩素酸	mg/L	—	—	0.6以下
	22	クロロ酢酸	mg/L	—	—	0.02以下
	23	クロロホルム	mg/L	—	—	0.06以下
	24	ジクロロ酢酸	mg/L	—	—	0.03以下
	25	ジブromクロロメタン	mg/L	—	—	0.1以下
	26	臭素酸	mg/L	—	—	0.01以下
	27	総トリハロメタン	mg/L	—	—	0.1以下
	28	トリクロロ酢酸	mg/L	—	—	0.03以下
	29	ブromジクロロメタン	mg/L	—	—	0.03以下
	30	ブromホルム	mg/L	—	—	0.09以下
	31	ホルムアルデヒド	mg/L	—	—	0.08以下
	32	亜鉛及びその化合物	mg/L	—	—	1.0以下
	33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	—	—	0.2以下
	34	鉄及びその化合物	mg/L	0.46	3.2	0.3以下
	35	銅及びその化合物	mg/L	—	—	1.0以下
	36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	21	39	200以下
	37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.12	0.90	0.05以下
	38	塩化物イオン	mg/L	18	27	200以下
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	49	75	300以下
	40	蒸発残留物	mg/L	150	208	500以下
	41	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	0.2以下
	42	ジオキシン	mg/L	—	—	0.00001以下
	43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	—	—	0.00001以下
	44	非イオン界面活性剤	mg/L	—	—	0.02以下
	45	フェノール類	mg/L	—	—	0.005以下
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.1	0.7	3以下
	47	pH値	—	6.2	7.1	5.8以上8.6以下
	48	味	—	—	—	異常でないこと
	49	臭気	—	異常なし	硫化水素臭	異常でないこと
	50	色度	度	1.1	40	5以下
	51	濁度	度	0.3	6.5	2以下
自主検査項目	52	残留塩素	mg/L	—	—	0.1以上
	53	アンモニア態窒素	mg/L	0.05未満	0.58	—
	54	アルカリ度	mg/L	32	103	—
	55	酸度	mg/L	68	26	—
	56	遊離炭酸	mg/L	60	23	—
	57	電気伝導率	μS/cm	190	288	—
	58	溶性ケイ酸	mg/L	31	42	—
	59	リン酸イオン	mg/L	0.01未満	1.3	—
	60	硫酸イオン	mg/L	21	7.7	—
	61	嫌気性芽胞菌	個/100mL	0	0	—

(※) 水質基準値は、浄水に対する基準値であるため、参考値です。

4 経 営

(1) 財務の状況 (消費税抜)

◆ 決算状況の推移

(単位:円)

区 分		平成 2 9 年 度	前年対比(%)	平成 3 0 年 度	前年対比(%)	令和 元 年 度	前年対比(%)	令和 2 年 度	前年対比(%)	令和 3 年 度	前年対比(%)
収 益 的 収 入 及 び 支 出	事業収益 (A)	1,338,579,855	100.4	1,324,644,019	99.0	1,297,383,332	97.9	1,234,430,494	95.1	1,221,362,001	98.9
	営業収益	1,179,810,133	100.8	1,161,868,554	98.5	1,164,396,184	100.2	1,104,658,090	94.9	1,025,715,112	92.9
	給水収益	1,083,881,643	100.2	1,092,100,748	100.8	1,092,763,567	100.1	1,028,244,599	94.1	956,201,317	93.0
	受託工事収益	44,334,000	139.3	22,811,000	51.5	28,558,000	125.2	33,205,000	116.3	28,358,000	85.4
	その他の営業収益	51,594,490	90.7	46,956,806	91.0	43,074,617	91.7	43,208,491	100.3	41,155,795	95.2
	営業外収益	158,769,522	97.3	162,775,465	102.5	132,987,148	81.7	129,772,404	97.6	195,646,889	150.8
	受取利息	782,733	54.6	438,481	56.0	307,005	70.0	331,628	108.0	360,256	108.6
	雑収益	10,230,545	106.4	10,438,389	102.0	10,198,850	97.7	9,836,848	96.5	11,355,887	115.4
	他会計補助金	0	-	0	-	0	-	583,000	皆増	63,776,251	10,939.3
	引当金戻入益	16,869,000	85.3	17,360,000	102.9	0	皆減	0	-	0	-
	長期前受金戻入益	130,887,244	98.9	134,538,595	102.8	122,481,293	91.0	119,020,928	97.2	120,154,495	101.0
	事業費用 (B)	1,148,336,525	100.3	1,128,369,975	98.3	1,093,033,262	96.9	1,060,789,156	97.1	1,062,414,836	100.2
	営業費用	1,105,461,134	100.5	1,089,618,162	98.6	1,057,801,639	97.1	1,027,774,255	97.2	1,030,021,080	100.2
	原水及び浄水費	543,111,908	101.5	540,292,131	99.5	539,321,449	99.8	513,750,171	95.3	528,972,372	103.0
	配水及び給水費	114,308,822	85.0	110,336,733	96.5	102,861,492	93.2	89,979,706	87.5	74,967,188	83.3
	受託工事費	38,635,120	116.4	27,218,118	70.4	29,299,339	107.6	33,263,021	113.5	30,116,376	90.5
支 出	業務費	0	-	0	-	0	-	47,873,354	皆増	50,220,974	104.9
	総係費	117,199,796	97.6	116,502,447	99.4	97,684,833	83.8	49,962,062	51.1	50,006,991	100.1
	減価償却費	270,561,094	103.3	275,171,749	101.7	275,654,267	100.2	291,327,455	105.7	294,182,373	101.0
	資産減耗費	21,644,394	137.3	20,096,984	92.9	12,980,259	64.6	1,618,486	12.5	1,554,806	96.1
	営業外費用	37,843,904	98.5	36,449,365	96.3	34,451,632	94.5	31,939,747	92.7	29,662,396	92.9
	支払利息	37,843,904	98.5	36,449,365	96.3	34,390,823	94.4	31,908,995	92.8	29,625,779	92.8
	雑支出	0	-	0	-	60,809	皆増	30,752	50.6	36,617	119.1
	特別損失	5,031,487	77.9	2,302,448	45.8	779,991	33.9	1,075,154	137.8	2,731,360	254.0
	純利益(△損失) (A) - (B)	190,243,130	101.0	196,274,044	103.2	204,350,070	104.1	173,641,338	85.0	158,947,165	91.5
	資本的収入 (C)	305,655,400	74.6	211,749,000	69.3	276,598,149	130.6	213,558,700	77.2	414,330,900	194.0
資 本 的 収 入 及 び 支 出	企業債	213,000,000	64.6	160,000,000	75.1	176,000,000	110.0	140,000,000	79.5	313,100,000	223.6
	工事負担金	19,629,000	85.3	22,437,000	114.3	46,648,849	207.9	39,484,000	84.6	36,145,000	91.5
	新規給水加入金	32,377,400	134.5	15,609,000	48.2	28,449,300	182.3	32,534,700	114.4	32,166,200	98.9
	補助金	39,649,000	119.7	13,703,000	34.6	25,500,000	186.1	1,540,000	6.0	32,919,700	2,137.6
	固定資産売却金	1,000,000	皆増	0	皆減	0	-	0	-	0	-
	資本的支出 (D)	515,534,972	83.7	550,922,889	106.9	641,969,652	116.5	388,689,252	60.5	713,386,587	183.5
	建設改良費	373,922,394	77.6	406,802,315	108.8	484,437,129	119.1	217,999,735	45.0	527,131,290	241.8
	企業債償還金	139,158,061	104.3	144,120,574	103.6	154,595,561	107.3	167,371,189	108.3	186,255,297	111.3
	補助金返還金	2,454,517	245.1	0	皆減	2,936,962	皆増	3,318,328	113.0	0	皆減
	(C) - (D)	△ 209,879,572	101.7	△ 339,173,889	161.6	△ 365,371,503	107.7	△ 175,130,552	47.9	△ 299,055,687	170.8

◆ 貸借対照表の推移

資産の部(借方)

(単位:円)

区 分	平 成 2 9 年 度	前年対比(%)	平 成 3 0 年 度	前年対比(%)	令 和 元 年 度	前年対比(%)	令 和 2 年 度	前年対比(%)	令 和 3 年 度	前年対比(%)
固 定 資 産	8,237,042,348	101.0	8,348,586,930	101.4	8,544,405,763	102.3	8,469,459,557	99.1	8,700,853,668	102.7
有 形 固 定 資 産	8,228,305,648	101.0	8,339,850,230	101.4	8,498,243,562	101.9	8,430,302,457	99.2	8,637,289,669	102.5
土 地	955,933,203	99.9	955,933,203	100.0	955,933,203	100.0	955,933,203	100.0	955,933,203	100.0
建 物	210,514,703	96.9	203,870,547	96.8	197,232,241	96.7	190,593,935	96.6	183,955,629	96.5
構 築 物	6,703,022,655	102.1	6,739,618,214	100.5	6,912,975,162	102.6	6,879,604,380	99.5	6,944,228,621	100.9
機 械 及 び 装 置	340,941,183	91.2	428,840,788	125.8	398,569,705	92.9	371,870,889	93.3	533,137,672	143.4
車 輛 及 び 運 搬 具	1,410,725	41.3	868,825	61.6	868,825	100.0	868,825	100.0	868,825	100.0
工 具 器 具 及 び 備 品	2,178,179	138.7	1,883,653	86.5	12,932,426	686.6	11,699,225	90.5	10,330,719	88.3
建 設 仮 勘 定	14,305,000	54.5	8,835,000	61.8	19,732,000	223.3	19,732,000	100.0	8,835,000	44.8
無 形 固 定 資 産	136,700	100.0	136,700	100.0	37,562,201	27,477.8	30,557,100	81.4	54,963,999	179.9
電 話 加 入 権	136,700	100.0	136,700	100.0	136,700	100.0	136,700	100.0	136,700	100.0
ソ フ ト ウ ェ ア	0	-	0	-	37,425,501	皆増	30,420,400	81.3	54,827,299	180.2
投 資	8,600,000	100.0	8,600,000	100.0	8,600,000	100.0	8,600,000	100.0	8,600,000	100.0
出 資 金	8,600,000	100.0	8,600,000	100.0	8,600,000	100.0	8,600,000	100.0	8,600,000	100.0
流 動 資 産	1,572,214,725	100.4	1,558,770,836	99.1	1,628,589,881	104.5	1,723,542,899	105.8	1,708,594,498	99.1
現 金 ・ 預 金	1,365,872,714	100.1	1,369,411,289	100.3	1,426,202,175	104.1	1,520,352,484	106.6	1,496,869,390	98.5
未 収 金	194,480,809	103.3	168,390,215	86.6	190,916,664	113.4	148,852,313	78.0	182,976,956	122.9
貯 蔵 品	11,861,202	96.9	12,139,332	102.3	11,471,042	94.5	11,758,102	102.5	11,838,152	100.7
前 払 金	0	-	8,830,000	皆増	0	皆減	42,580,000	皆増	16,910,000	39.7
資 産 合 計	9,809,257,073	100.9	9,907,357,766	101.0	10,172,995,644	102.7	10,183,002,456	100.2	10,409,448,166	102.1

◆ 貸借対照表の推移

負債及び資本の部(貸方)

(単位:円)

区 分	平 成 2 9 年 度	前年対比(%)	平 成 3 0 年 度	前年対比(%)	令 和 元 年 度	前年対比(%)	令 和 2 年 度	前年対比(%)	令 和 3 年 度	前年対比(%)
固 定 負 債	2,647,667,943	102.7	2,598,072,382	98.1	2,606,701,193	100.3	2,565,112,582	98.4	2,657,853,835	103.6
企 業 債	2,537,066,934	102.8	2,542,471,373	100.2	2,551,100,184	100.3	2,509,511,573	98.4	2,602,252,826	103.7
修 繕 引 当 金	55,601,009	100.0	55,601,009	100.0	55,601,009	100.0	55,601,009	100.0	55,601,009	100.0
そ の 他 固 定 負 債	55,000,000	100.0	0	皆減	0	-	0	-	0	-
流 動 負 債	485,869,583	79.1	520,081,388	107.0	597,560,491	114.9	534,295,132	89.4	517,976,019	96.9
企 業 債	144,120,574	103.6	154,595,561	107.3	167,371,189	108.3	181,588,611	108.5	215,692,061	118.8
未 払 金	195,116,892	58.8	169,035,608	86.6	288,490,560	170.7	211,462,566	73.3	243,805,672	115.3
前 受 金	3,835,080	428.3	494,640	12.9	4,401,100	889.8	1,815,000	41.2	5,028,100	277.0
引 当 金	12,860,000	104.0	11,407,000	88.7	11,618,000	101.8	11,547,000	99.4	11,547,000	100.0
予 納 金	68,222,712	102.6	123,678,249	181.3	125,151,487	101.2	126,044,321	100.7	34,547,411	27.4
そ の 他 流 動 負 債	61,714,325	96.7	60,870,330	98.6	528,155	0.9	1,837,634	347.9	7,355,775	400.3
繰 延 収 益	2,914,076,108	98.6	2,831,286,513	97.2	2,806,466,407	99.1	2,757,685,851	98.3	2,738,762,256	99.3
長 期 前 受 金	2,914,076,108	98.6	2,831,286,513	97.2	2,806,466,407	99.1	2,757,685,851	98.3	2,738,762,256	99.3
工 事 負 担 金	2,129,833,112	96.2	2,043,191,466	95.9	1,992,978,135	97.5	1,939,100,966	97.3	1,881,565,806	97.0
新 規 給 水 加 入 金	700,723,933	100.8	692,729,098	98.9	697,576,525	100.7	706,967,794	101.3	715,462,787	101.2
補 助 金	83,519,063	176.8	95,365,949	114.2	115,911,747	121.5	110,077,091	95.0	107,560,763	97.7
他 会 計 補 助 金							1,540,000	皆増	34,172,900	2219.0
資 本 金	380,521,946	100.0	380,521,946	100.0	2,424,015,104	637.0	2,564,015,104	105.8	2,704,015,104	105.5
自 己 資 本 金	380,521,946	100.0	380,521,946	100.0	2,424,015,104	637.0	2,564,015,104	105.8	2,704,015,104	105.5
剰 余 金	3,381,121,493	106.0	3,577,395,537	105.8	1,738,252,449	48.6	1,771,893,787	101.9	1,790,840,952	101.1
資 本 剰 余 金	1,192,615,726	100.0	1,192,615,726	100.0	1,192,615,726	100.0	1,192,615,726	100.0	1,192,615,726	100.0
工 事 負 担 金	549,033,794	100.0	549,033,794	100.0	549,033,794	100.0	549,033,794	100.0	549,033,794	100.0
新 規 給 水 加 入 金	643,267,056	100.0	643,267,056	100.0	643,267,056	100.0	643,267,056	100.0	643,267,056	100.0
そ の 他 資 本 剰 余 金	314,876	100.0	314,876	100.0	314,876	100.0	314,876	100.0	314,876	100.0
利 益 剰 余 金	2,188,505,767	109.5	2,384,779,811	109.0	545,636,723	22.9	579,278,061	106.2	598,225,226	103.3
建 設 改 良 積 立 金	0	-	0	-	341,286,653	皆増	405,636,723	118.9	439,278,061	108.3
未 処 分 利 益 剰 余 金	2,188,505,767	109.5	2,384,779,811	109.0	204,350,070	8.6	173,641,338	85.0	158,947,165	91.5
負 債 資 本 合 計	9,809,257,073	100.9	9,907,357,766	101.0	10,172,995,644	102.7	10,193,002,456	100.2	10,409,448,166	102.1

◆ 給水原価と供

ア 給水原価（水1㎡あたりの生産原価）

年度 区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	金額 (千円)	1㎡当り (円)	1㎡当り前年 対比(%)	金額 (千円)	1㎡当り (円)	1㎡当り前年 対比(%)	金額 (千円)	1㎡当り (円)	1㎡当り前年 対比(%)	金額 (千円)	1㎡当り (円)	1㎡当り前年 対比(%)	金額 (千円)	1㎡当り (円)	1㎡当り前年 対比(%)
人件費	112,049	20.64	104.7	109,973	20.14	97.6	102,295	18.76	93.1	103,135	18.91	93.9	95,671	17.54	92.8
動力費	52,831	9.73	96.6	52,970	9.70	99.7	54,053	9.91	102.2	60,087	11.02	113.6	62,654	11.49	104.3
修繕費	77,623	14.30	87.5	76,886	14.08	98.5	70,128	12.86	91.3	55,429	10.16	72.2	55,117	10.11	99.5
薬品費	11,965	2.20	85.0	12,047	2.20	100.0	14,332	2.62	119.1	16,806	3.07	139.5	15,878	2.90	94.5
支払利息	37,844	6.97	98.2	36,449	6.67	95.7	34,391	6.31	94.6	31,909	5.85	87.7	29,626	5.43	92.8
減価償却費 (資産減耗費を含む)	161,318	29.72	110.7	160,730	29.43	99.0	166,153	30.47	103.5	173,925	31.89	108.4	175,582	32.20	101.0
受水費	362,168	66.73	102.0	362,407	66.36	99.4	363,161	66.59	100.3	334,104	61.26	92.3	341,902	62.69	102.3
その他	157,755	29.07	91.9	152,619	27.94	96.1	135,733	24.89	89.1	131,806	24.17	86.5	132,776	24.34	100.7
合計	973,553	179.36	99.8	964,081	176.52	98.4	940,246	172.41	97.7	907,201	166.33	94.2	909,206	166.70	100.2

イ 供給単価（水1㎡あたりの販売単価）

年度 区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	給水収益 (千円)	年間総有収 水量(㎡)	1㎡当り (円)	給水収益 (千円)	年間総有収 水量(㎡)	1㎡当り (円)	給水収益 (千円)	年間総有収 水量(㎡)	1㎡当り (円)	給水収益 (千円)	年間総有収 水量(㎡)	1㎡当り (円)	給水収益 (千円)	年間総有収 水量(㎡)	1㎡当り (円)
供給単価	1,083,882	5,427,806	199.69	1,092,101	5,461,478	199.96	1,092,764	5,453,602	200.37	1,028,245	5,551,406	185.22	956,201	5,532,649	172.83

◆ 経営分析

ア 業務比率

項 目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度 類似団体平均	算 式	備 考
負 荷 率 (%)		94.6	91.9	92.1	88.8	92.3	85.8	1日平均給水量 1日最大給水量	×100 施設の利用率を把握する。 100%に近いほど良い。
施 設 利 用 率 (%)		46.4	46.2	46.9	48.1	48.3	58.9	1日平均給水量 1日給水能力	×100 負荷率×最大稼働率 1日平均配水能力に 対する配水量の割合を示すもので、原則とし て100%に近いほど良い。
最 大 稼 働 率 (%)		49.1	50.3	50.9	54.2	52.4	68.6	1日最大給水量 1日給水能力	×100 施設の利用の適切性をみる。高いほどよい が、あまり100%に近づいても良くない。
有 収 率 (%)		95.1	96.0	94.4	93.6	93.1	88.2	年間総有収水量 年間総給水量	×100 総配水量のうち、料金として徴収されている水 量の割合。高いほど良い。
配 水 管 使 用 効 率 (m ³ /m)		34.0	33.9	34.4	35.2	35.1	21.3	年間総給水量 導送配水管延長	導、送、配水管1m当たりの配水量をみて、そ の効果を測るもの。数値が大きいほど使用効 率が良い。
固 定 資 産 使 用 効 率 (m ³ /万円)		6.9	6.8	6.8	7.0	6.8	7.0	年間総給水量 有形固定資産(万円)	有形固定資産1万円当たりの配水量をみて、 その効果を測るもの。数値が大きいほど良 い。
供 給 単 価 (円/m ³)		199.69	199.96	200.37	185.22	172.83	132.69	給水収益 年間総有収水量	1m ³ 当たりの販売単価
給 水 原 価 (円/m ³)		179.36	176.52	172.41	163.42	164.33	129.36	経常費用－(受託工事費+附帯事業費+材料売却原価) －長期前受金戻入益 年間総有収水量	1m ³ 当たりの生産原価 平成27年度より算式変更。
料 金 回 収 率 (%)		111.3	113.3	116.2	113.3	105.2	102.6	供給単価 給水原価	×100
職 員 一 人 当 た り	給 水 量 (m ³ /人)	380,474	406,338	481,616	427,031	540,307	—	年間総給水量 損益勘定所属職員数	職員1人当たりの指数であり、数値が大きい ほど良い。
	有 収 水 量 (m ³ /人)	361,854	390,106	454,467	456,263	502,968	447,108	年間総有収水量 損益勘定所属職員数	
	給 水 人 口 (人)	3,812	4,106	4,774	4,405	5,161	4,005	年度末給水人口 損益勘定所属職員数	
	営 業 収 益 (千円/人)	78,654	82,991	97,033	84,974	93,247	61,543	営業収益 損益勘定所属職員数	
	有 形 固 定 資 産 (千円/人)	548,554	595,704	708,187	648,485	785,208	—	期末有形固定資産 損益勘定所属職員数	

※ 類似団体平均

令和2年度地方公営企業決算状況調査を基礎とし、全国末端給水事業1269事業のデータを(社)日本水道協会が集計し作成された指標を、給水人口規模、水源

による分類により、類型化した(給水人口5万人以上10万人未満、水源は地下水、伏流水等を主とする、事業数28事業)類似団体の平均値である。

イ 財務比率

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度 類似団体平均	算 式	備 考
固 定 資 産 構 成 比 率 (%)	84.0	84.3	84.0	83.1	83.6	85.8	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延資産}} \times 100$	比率が小さいほど良いが、公営企業は施設事業でもあり、一般的に大きいのが特徴。
固 定 負 債 構 成 比 率 (%)	27.0	26.2	25.6	25.2	25.5	21.3	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債} + \text{資本合計}} \times 100$	小さいほど良い。
自 己 資 本 構 成 比 率 (%)	68.1	68.5	68.5	69.6	69.5	75.1	$\frac{\text{自己資本}}{\text{負債} + \text{資本合計}} \times 100$	50%以上が望ましい。
固 定 比 率 (%)	123.4	123.0	122.6	119.4	120.3	114.2	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$	自己資金で固定資産をどの程度まかなっているかをみる。低いほど良い。
固 定 資 産 対 長 期 資 本 比 率 (%)	88.3	88.9	89.2	87.7	88.0	89.0	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本} + \text{固定負債}} \times 100$	長期適合率 100%以下が望ましい。
流 動 比 率 (%)	323.6	299.7	272.5	322.6	330.0	393.3	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	短期負債に対して応ずべき流動資産が十分にあるかどうかの支払能力を示している。
当 座 比 率 (酸性試験比率) (%)	321.1	295.7	270.6	312.4	324.3	358.2	$\frac{\text{現金・預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$	当座預金(現金、預金、未収金)と流動負債の対比で支払能力をみる。
現 金 預 金 比 率 (%)	281.1	263.3	238.7	284.6	289.0	—	$\frac{\text{現金・預金}}{\text{流動負債}} \times 100$	即時支払能力をみる。
企 業 債 残 高 対 給 水 収 益 (%)	247.36	246.96	248.77	261.7	294.7	320.24	$\frac{\text{企業債残高}}{\text{給水収益}} \times 100$	給水収益に対して企業債残高の割合であり、企業債残高の規模をあらわしている。低いほど良い。
一 人 あ た り 企 業 債 残 高 (円)	46,889	46,914	47,453	46,998	49,633	—	$\frac{\text{企業債残高}}{\text{年度末給水人口}}$	1人当たりの企業債残高の割合である。低いほど良い。

ウ 資産資本の回転率

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度 類似団体平均	算 式	備 考
自 己 資 本 回 転 率 (回)	0.17	0.17	0.16	0.31	0.14	0.10	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \times 1/2}$	自己資本金の利用度をみる。 数値が高いほど良い。
固 定 資 産 回 転 率 (回)	0.14	0.14	0.13	0.13	0.12	0.08	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産}) \times 1/2}$	固定資産の利用度を表す。 数値が高いほど良い。
減 価 償 却 率 (%)	3.59	3.60	3.52	3.71	3.67	4.12	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{減価償却資産} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$	固定資産に投下された資本の回収状況を表す。
流 動 資 産 回 転 率 (回)	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産}) \times 1/2}$	流動資産の利用度を表す。
未 収 金 回 転 率 (回)	5.9	6.3	6.2	6.2	5.9	7.3	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金}) \times 1/2}$	未収金の回収の程度を表す。 数値が大きいほど、未収金の回収速度が良好。

エ 損益に関する比率

項 目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度 類似団体平均	算 式	備 考
総 資 本 利 益 率 (%)		1.95	2.01	2.04	1.72	1.57	0.96	$\frac{\text{当年度経常利益}(\Delta\text{経常損失})}{(\text{期首総資本}+\text{期末総資本})\times 1/2} \times 100$	総資本に対する利益の割合を表す。 数値が大きいにほど良い。
総 収 益 対 総 費 用 比 率 (総 収 支 比 率) (%)		116.6	117.4	118.7	116.4	115.0	112.1	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	収益と費用の相対的な関連性を表す。
営 業 収 支 比 率 (%)		106.4	107.2	104.2	107.7	99.8	96.7	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{営業費用}-\text{受託工事費}} \times 100$	業務活動の能率を表す。
利 子 負 担 率 (%)		1.4	1.4	1.3	1.2	1.1	1.6	$\frac{\text{支払利息}}{\text{企業債}+\text{長期借入金}+\text{一時借入金}} \times 100$	資金調達のための負債に対する利子費用の 利率の高低をみる。
経 常 収 支 比 率 (%)		117.1	117.6	118.8	116.5	115.3	112.2	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	経常的な収益と費用の関連をみる。
企 業 債 償 還 元 金 対 減 価 償 却 費 比 率 (%)		51.4	52.4	53.1	57.5	63.3	69.1	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却費}} \times 100$	企業債元金が、その補てん財源である減価 償却費に占める割合を表す。低いほど良い。
料 金 収 入 に 対 す る 比 率	企 業 債 償 還 元 金 (%)	12.8	13.2	14.2	16.3	19.5	22.6	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{給水収益}} \times 100$	企業債発行額が、事業規模に対し適正かどう かを判断する基準で、低いほど良い。
	企 業 債 利 息 (%)	3.5	3.3	3.2	3.1	3.1	5.0	$\frac{\text{企業債支払利息}}{\text{給水収益}} \times 100$	上に同じ
	企 業 債 元 利 償 還 金 (%)	16.3	16.5	17.3	19.4	22.6	27.6	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}+\text{企業債支払利息}}{\text{給水収益}} \times 100$	上に同じ
	職 員 給 与 費 (%)	10.3	10.1	9.4	10.0	10.0	11.3	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{給水収益}} \times 100$	職員給与費は、受託工事費を含まず、児童 手当及びこども手当並びに退職手当組合負 担金を除く。

オ 管路に関する比率

項 目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度 京都府内平均	算 式	備 考
管 路 経 年 化 率 (%)		13.36	13.93	15.57	18.00	19.23	26.20	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表 す指標で、管路の老朽化度合いを示してい る。
管 路 更 新 率 (%)		1.50	0.87	0.95	0.72	1.05	0.93	$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$	当該年度に更新した管路延長の割合を表す 指標で、管路の更新ベースを把握できる。
基 幹 管 路 耐 震 適 合 率 (%)		24.0	25.4	27.0	27.0	28.3	38.7	$\frac{\text{耐震適合性のある基幹管路の延長}}{\text{基幹管路の総延長}} \times 100$	耐震適合性のある基幹管路の割合を表して いる。

※ 各算式において用いた用語の内容は次のとおりである。

経 常 費 用 ＝ 事業費用－特別損失＝営業費用＋営業外費用

経 常 収 益 ＝ 事業収益－特別利益＝営業収益＋営業外収益

減価償却資産 ＝ 有形固定資産＋無形固定資産－土地－建設仮勘定－電話加入権

自 己 資 本 ＝ 自己資本金＋剰余金＋評価差額等＋繰延収益

総 資 本 ＝ 負債＋資本＝資産

基 幹 管 路 ＝ 導水管、送水管、配水本管(口径250mm以上)

(2) 水道料金等

◆ 受付件数

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開 栓	1,481	1,413	1,362	1,305	1,376
閉 栓	1,063	1,125	1,010	1,041	975

◆ 口径別水道使用水量及び料金

(使用量: m³ ・ 料金: 千円)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
φ13	件 数	5,254	5,143	5,022	4,907	4,769
	使 用 量	887,333	855,993	821,771	809,040	773,669
	料 金	166,113	160,661	156,037	145,619	128,402
φ20	件 数	12,817	12,983	13,173	13,343	13,514
	使 用 量	2,772,724	2,791,168	2,795,388	2,908,277	2,902,492
	料 金	565,053	569,386	574,115	538,084	492,193
φ25	件 数	858	863	862	861	863
	使 用 量	347,481	345,888	346,802	342,826	328,293
	料 金	92,751	92,258	93,459	91,298	83,130
φ40	件 数	102	102	103	109	109
	使 用 量	237,814	240,489	239,824	222,630	237,615
	料 金	75,076	76,279	76,580	80,329	85,075
φ50	件 数	30	29	30	29	30
	使 用 量	79,977	79,893	70,509	60,022	62,062
	料 金	30,345	30,294	27,561	26,723	26,761
φ75	件 数	16	15	15	16	16
	使 用 量	98,887	94,696	107,357	91,522	91,232
	料 金	37,873	36,156	40,514	39,725	39,456
φ100	件 数	6	7	7	7	7
	使 用 量	77,274	78,230	84,653	79,568	77,036
	料 金	29,205	29,638	31,821	34,878	33,864
φ125	件 数	1	1	1	1	1
	使 用 量	10,747	12,223	12,196	7,952	10,731
	料 金	4,072	4,535	4,546	4,203	5,377
集合住宅	件 数	270	272	275	278	283
	使 用 量	915,569	962,898	975,102	1,029,569	1,049,519
	料 金	170,046	179,608	182,810	170,191	157,535
合計	件 数	19,354	19,415	19,488	19,551	19,592
	使 用 量	5,427,806	5,461,478	5,453,602	5,551,406	5,532,649
	料 金	1,170,534	1,178,815	1,187,443	1,131,050	1,051,793

◆ 業態別水道使用水量及び料金

(使用量: m³ ・ 料金: 千円)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家事用	件数	18,393	18,326	18,485	18,558	18,577
	使用量	3,913,809	3,866,643	3,862,308	3,962,154	3,887,351
	料金	804,971	795,567	804,686	761,175	682,846
集合住宅	件数	270	272	275	278	283
	使用量	888,099	963,138	975,421	1,029,422	1,049,522
	料金	164,827	179,669	182,896	170,165	157,560
営業用	件数	540	664	574	562	569
	使用量	365,185	379,310	357,719	338,749	363,702
	料金	109,781	115,443	108,867	110,953	117,581
官公署	件数	46	45	46	46	46
	使用量	73,375	71,818	73,405	55,856	72,098
	料金	26,458	25,999	26,738	24,465	31,619
公園	件数	48	48	48	48	57
	使用量	1,234	1,398	1,310	1,683	1,249
	料金	936	967	959	955	967
学校	件数	20	21	21	21	22
	使用量	107,648	105,046	113,834	98,198	93,322
	料金	40,808	39,651	42,869	43,048	41,334
病院	件数	21	21	21	20	20
	使用量	29,475	29,043	27,552	24,034	24,590
	料金	9,621	9,456	9,074	8,325	8,289
公衆浴場	件数	X	X	X	X	X
	使用量	13,347	12,811	12,265	11,561	11,191
	料金	1,409	1,357	1,312	1,284	1,229
工場用	件数	15	17	17	17	17
	使用量	35,634	32,271	29,788	29,749	29,624
	料金	11,723	10,706	10,042	10,680	10,368
合 計	件数	19,354	19,415	19,488	19,551	19,592
	使用量	5,427,806	5,461,478	5,453,602	5,551,406	5,532,649
	料金	1,170,534	1,178,815	1,187,443	1,131,050	1,051,793

◆ 水道料金収納体系別状況

年 度 区 分		平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
集 金	件 数	0	0	0	0	0
	比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
窓 口	件 数	6,288	6,025	6,028	5,781	6,192
	比率(%)	5.4	5.2	5.1	4.9	5.3
コンビニ	件 数	16,395	16,984	17,068	17,361	16,248
	比率(%)	14.1	14.5	14.6	14.8	13.7
口 座 振 替	件 数	93,335	93,694	93,914	94,449	94,264
	比率(%)	80.5	80.3	80.3	80.3	79.6
スマート フォン	件 数	-	-	-	-	1,334
	比率(%)	-	-	-	-	1.1
クレジット カード	件 数	-	-	-	-	389
	比率(%)	-	-	-	-	0.3
ネットバ ンキング	件 数	-	-	-	-	1
	比率(%)	-	-	-	-	0.0
合 計	件 数	116,018	116,703	117,010	117,591	118,428
	比率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

◆ 使用水量区分別件数

年 度 区 分		平成 2 9 年 度		平成 3 0 年 度		令 和 元 年 度		令 和 2 年 度		令 和 3 年 度	
区 分		件 数	比 率 (%)	件 数	比率(%)	件 数	比率(%)	件 数	比率(%)	件 数	比率(%)
1 ～	10m ³	16,110	13.9	16,212	13.9	16,398	14.0	16,257	13.9	16,114	13.8
11 ～	20m ³	16,184	14.0	16,346	14.0	16,683	14.3	16,089	13.8	16,517	14.2
21 ～	60m ³	68,822	59.4	69,569	59.8	69,768	59.7	69,375	59.4	69,555	59.6
61 ～	100m ³	11,108	9.6	10,699	9.2	10,394	8.9	11,644	10.0	11,144	9.5
101 ～	200m ³	1,803	1.6	1,757	1.5	1,562	1.3	1,663	1.4	1,532	1.3
	201m ³ 以上	1,797	1.5	1,811	1.6	1,850	1.6	1,842	1.5	1,857	1.6
	計	115,824	100.0	116,394	100.0	116,655	99.8	116,870	100.1	116,719	100.0

※ 検針は2か月ごとに年6回実施する。

◆ 水道料金の変せん

◎ 量水器使用料(1か月につき)

町営料金を制定施行(給水区域は西向日)			
適用年月日		昭和26年9月13日制定	
種別	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	超過料金 1m ³ につき
専 用 家 事 用 水	8	96	17
私 設 共 用 家 事 用 水	6	60	15
営 業 用 及 び 特 別 用 水	300	3,370	17

口径 (mm)	メーター使用料 (円)
13	15
20	25
25	25

適用年月日		昭和28年4月1日改定 平均改定率30%	
種別	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	超過料金 1m ³ につき
専 用 家 事 用 水	8	125	22
私 設 共 用 家 事 用 水	6	80	20
営 業 用 及 び 特 別 用 水	100	2,000	35

口径 (mm)	メーター使用料 (円)
13	20
20	35
25	50
40	75
50	150
65	250
75	300
100	400

適用年月日		第 1 水 道		
		昭和29年4月1日改定		
種別		基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	超過料金 1m ³ につき
第1種	専 用	8	125	22
	共 用	6	80	20
第2種 営 業 用 水		100	2,000	35
第5種 工 場 用 水 及 び 臨 時 工 事 用 水		100	2,000	35

口径 (mm)	メーター使用料 (円)
13	20
20	35
25	50
40	75
50	150
65	250
75	300
100	400

適用年月日		第 2 水 道		
		昭和29年4月1日施行		
種別		基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	超過料金 1m ³ につき
第1種	専 用	8	210	35
	共 用	6	160	30
第2種 営 業 用 水		10	300	40
第3種 特 別 用 水		20	530	35
第4種 浴 場 用 水		100	2,600	30
第5種 工 場 用 水 及 び 臨 時 工 事 用 水		100	3,000	40
第6種 庭 園 用 水		10	400	50

口径 (mm)	メーター使用料 (円)
13	50
16	65
20	80
25	100
30	150
40	200
50	450
75	670
100	800

給水区域を西向日地域以外に拡大し、西向日地域を第1水道、その他を第2水道とした。

◎ 第2水道量水器使用料は
据え置き。(1か月につき)

適 用 年 月 日		第 2 水 道			口径 (mm)	メーター使用料 (円)
		昭和35年4月1日改定				
種 別		基本水量 (m³)	基本料金 (円)	超過料金 1m³につき		
第 1 種	専 用	8	190	35	13	50
	共 用	6	160	30	16	65
第 2 種 営 業 用 水		10	300	40	20	80
第 3 種 特 別 用 水		20	530	35	25	100
第 4 種 浴 場 用 水		100	2,600	30	30	150
第 5 種 工 場 用 水 及 び 臨 時 工 事 用 水		100	3,000	40	40	200
第 6 種 庭 園 用 水		10	400	50	50	450
					75	670
					100	800

第2水道のみ家事専用基本料金(8m³) 210円を190円に値下げ(1か月につき) 平均改定率 △5.4%	
---	--

適 用 年 月 日		昭和43年4月1日
隔月検針とし、集金についても2か月分を隔月に徴収する体制とする。		

◎ 第1水道・第2水道
メーター使用料も統一される。

適 用 年 月 日		第1・2水道の料金統一(1か月につき)		
		昭和43年8月1日改定		
		平均改定率57%(第1水道のみ)		
種 別		基本水量 (㎡)	基本料金 (円)	超過料金 1㎡につき
第1種	専 用	8	190	35
	共 用	6	160	30
第2種 営 業 用 水		10	300	40
第3種 特 別 用 水		20	530	35
第4種 浴 場 用 水		100	2,600	30
第5種 工 場 用 水 及び臨時工事用水		100	3,000	40
第6種 庭 園 用 水		10	400	50

口径 (mm)	メーター使用料 (円)
13	30
20	60
25	80
40	200
50	450
75	670
100	800

適 用 年 月 日			昭和49年12月1日改定（1か月につき） 平均改定率62%		
基 本 料 金			超 過 料 金		
口 径 (mm)	基 本 水 量 (㎡)	金 額 (円)	30㎡まで	100㎡まで	101㎡以上
13	8	250	1㎡につき 50円 (公 衆 浴 場 用 に 限 り 5 5 円)	1㎡につき 70円	1㎡につき 85円
	10	300			
20	8	350			
	10	400			
25	15	1,000			
40	40	4,000			
50	100	10,000			
75	150	20,000			
100	200	30,000			
メーター使用料廃止 口径別料金制の移行					

適用年月日			昭和55年4月1日改定（1か月につき） 平均改定率75.46%			
基本料金			超過料金			
口径 (mm)	基本水量 (㎡)	金額 (円)	30㎡まで	50㎡まで	100㎡まで	101㎡以上
13	8	350	1㎡につき 80円 (公 衆 浴 場 用 に 限 り 8 0 円)	1㎡につき 130円	1㎡につき 150円	1㎡につき 170円
	10	500				
20	8	500				
	10	700				
25	15	1,800				
40	40	7,400				
50	100	19,000				
75	150	38,000				
100	200	57,000				

適用年月日		昭和59年4月1日改定（1か月につき） 平均改定率51.2%				
基本料金		従量料金				
口径 (mm)	金額 (円)	8㎡以下	8㎡を超え 30㎡以下	30㎡を超え 50㎡以下	50㎡を超え 100㎡以下	100㎡を えるとき 超
13	310	1㎡につき 25円 (公 衆 浴 場 用 に 限 り 8 0 円)	1㎡につき 120円	1㎡につき 200円	1㎡につき 230円	1㎡につき 260円
20	640					
25	1,800					
40	7,400					
50	19,000					
75	38,000					
100以上	57,000					

適 用 年 月 日		昭和60年4月1日改定（1か月につき） 平均改定率8.7%				
基 本 料 金		従 量 料 金				
口 径 (mm)	金 額 (円)	8㎥以下	8㎥を超え 30㎥以下	30㎥を超え 50㎥以下	50㎥を超え 100㎥以下	100㎥を 超えるとき
13	310	1 ㎥につき 30円	1 ㎥につき 135円	1 ㎥につき 210円	1 ㎥につき 250円	1 ㎥につき 280円
20	640					
25	1,800					
40	7,400					
50	19,000					
75	38,000					
100以上	57,000					
集合住宅	310 円×戸数	それぞれの水量区分×戸数				
公衆浴場	口径別基本料金	1 ㎥につき80円を乗じた額				

適 用 年 月 日		平成8年10月1日検針分から改定（1か月につき） 平均改定率16.8%					
基 本 料 金		従 量 料 金					
口 径 (mm)	金 額 (円)	5㎡以下	5㎡を超え 10㎡以下	10㎡を超え 30㎡以下	30㎡を超え 50㎡以下	50㎡を超え 100㎡以下	100㎡を 超えるとき
13	610	1㎡につき 60円	1㎡につき 85円	1㎡につき 130円	1㎡につき 205円	1㎡につき 245円	1㎡につき 280円
20	1,000						
25	2,000						
40	8,200						
50	20,000						
75	40,000						
100以上	60,000						
集合住宅	610 円×戸数	それぞれの水量区分×戸数					
公衆浴場	口径別基本料金	1㎡につき80円を乗じた額					
基本料金と従量料金とを合算した額に100分の103を乗じた額とする。							

適 用 年 月 日	平成10年4月1日
基本料金と従量料金とを合算した額に100分の105を乗じた額とする。	

適 用 年 月 日		平成14年6月1日検針分から改定（1か月につき） 平均改定率24.95%					
基 本 料 金		従 量 料 金					
口 径 (mm)	金 額 (円)	5㎡以下	5㎡を超え 10㎡以下	10㎡を超え 30㎡以下	30㎡を超え 50㎡以下	50㎡を超え 100㎡以下	100㎡を 超えるとき
13	950	1㎡につき 70円	1㎡につき 100円	1㎡につき 175円	1㎡につき 240円	1㎡につき 260円	1㎡につき 290円
20	1,400						
25	2,400						
40	8,600						
50	21,000						
75	42,000						
100以上	62,000						
集合住宅	1,400 円×戸数	それぞれの水量区分×戸数					
公衆浴場	口径別基本料金	1㎡につき90円を乗じた額					

（集合住宅は、平成14年4月1日以降に取扱いの申込みがあったものから）

適 用 年 月 日		平成23年6月1日検針分から改定（1か月につき） 平均改定率△3.6%					
基 本 料 金		従 量 料 金					
口 径 (mm)	金 額 (円)	5㎡以下	5㎡を超え 10㎡以下	10㎡を超え 30㎡以下	30㎡を超え 50㎡以下	50㎡を超え 100㎡以下	100㎡を 超えるとき
13	950	1㎡につき 65円	1㎡につき 90円	1㎡につき 165円	1㎡につき 240円	1㎡につき 260円	1㎡につき 290円
20	1,400						
25	2,400						
40	8,600						
50	21,000						
75	42,000						
100以上	62,000						
集合住宅	1,400 円×戸数	それぞれの水量区分×戸数					
公衆浴場	口径別基本料金	1㎡につき90円を乗じた額					

（集合住宅は、平成14年4月1日以降に取扱いの申込みがあったものから）

適 用 年 月 日	平成26年4月1日
基本料金と従量料金を合算した額に100分の108を乗じた額とする。	

適 用 年 月 日		平成27年6月1日検針分から改定（1か月につき） 平均改定率△5.7%					
基 本 料 金		従 量 料 金					
口 径 (mm)	金 額 (円)	5㎡以下	5㎡を超え 10㎡以下	10㎡を超え 30㎡以下	30㎡を超え 50㎡以下	50㎡を超え 100㎡以下	100㎡を 超えるとき
13	900	1㎡につき 60円	1㎡につき 80円	1㎡につき 150円	1㎡につき 240円	1㎡につき 260円	1㎡につき 290円
20	1,330						
25	2,400						
40	8,600						
50	21,000						
75	42,000						
100以上	62,000						
集合住宅	1,330 円×戸数	それぞれの水量区分×戸数					
公衆浴場	口径別基本料金	1㎡につき90円を乗じた額					

（集合住宅は、平成14年4月1日以降に取扱いの申込みがあったものから）

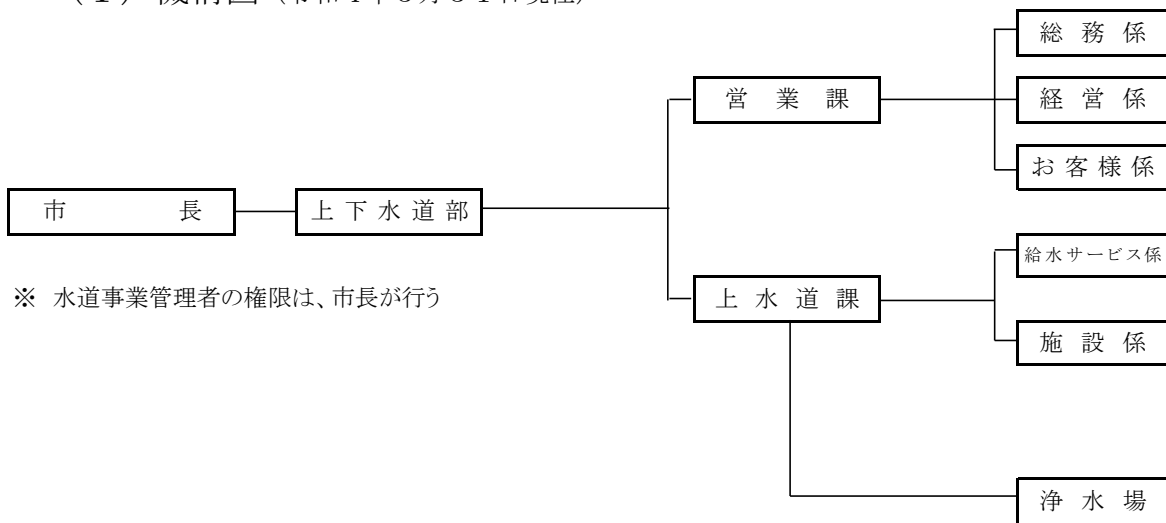
適 用 年 月 日	令和元年10月1日
基本料金と従量料金を合算した額に100分の110を乗じた額とする。	

適 用 年 月 日		令和2年6月1日検針分から改定（1か月につき） 平均改定率△6.1%									
基 本 料 金		従 量 料 金									
口 径 (mm)	金 額 (円)	5㎡以下	5㎡を超え 10㎡以下	10㎡を超え 20㎡以下	20㎡を超え 30㎡以下	30㎡を超え 50㎡以下	50㎡を超え 500㎡以下	500㎡を超え 1,250㎡以下	1,250㎡を超え 2,500㎡以下	2,500㎡を超え 5,000㎡以下	5,000㎡を超え るとき
13	900	1㎡につき	1㎡につき	1㎡につき	1㎡につき	1㎡につき	1㎡につき	1㎡につき	1㎡につき	1㎡につき	1㎡につき
20	1,120	55円	60円	112円	190円	245円	280円	320円	330円	350円	340円
25	2,400										
40	11,000	1㎡につき 60円	1㎡につき 70円	1㎡につき 125円	1㎡につき 225円	1㎡につき 260円	1㎡につき 300円	1㎡につき 350円	1㎡につき 360円	1㎡につき 390円	1㎡につき 370円
50	25,000										
75	50,000										
100	75,000										
125以上	125,000										
集合住宅	1,120 円×戸数	それぞれの水量区分×戸数(口径25mm以下の料金体系に基づく)									
公衆浴場	口径別基本料金	1㎡につき90円を乗じた額									

（集合住宅は、平成14年4月1日以降に取扱いの申込みがあったものから）

5 組 織

(1) 機構図 (令和4年3月31日現在)



(2) 職員構成 (令和4年3月31日現在)

◆ 所属別職員構成

	職 員 (人)											合 計	性 別 (人)		
	部 長	副 部 長	主 席 課 長	課 長	主 幹	副 課 長	係 長	総 括 主 任	主 任	技 術 主 査	主 査		男	女	計
上下水道部	1	1										2	2		2
営 業 課				(1)		1	1		2			4	2	2	4
総務係							(1)		1			1	1		1
経営係							1					1	1		1
お客様係						1	(1)		1			2	0	2	2
上水道課				1	1		1		1	1		5	5		5
給水サービス係							(1)			1		1	1		1
施設係							1		1			2	2		2
浄水場				1			1	1				3	3		3
合 計	1	1	0	2	1	1	3	1	3	1	0	14	12	2	14

◆ 年令別職員構成

区分 年令別	事 務 職		技 術 職		合 計	
	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
25歳未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
25歳以上 ～30歳未満	0	0.0	1	16.7	1	7.1
30歳以上 ～35歳未満	2	25.0	0	0.0	2	14.3
35歳以上 ～40歳未満	1	12.5	0	0.0	1	7.1
40歳以上 ～45歳未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
45歳以上 ～50歳未満	1	12.5	3	50.0	4	28.7
50歳以上 ～55歳未満	1	12.5	2	33.3	3	21.4
55歳以上	3	37.5	0	0.0	3	21.4
合 計	8	100.0	6	100.0	14	100.0
平 均 年 令	46. 8歳		45. 8歳		46. 3歳	

◆ 勤続年数別職員構成

区分 勤続年数別	事 務 職		技 術 職		合 計	
	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
10年未満	0	0.0	3	50.0	3	21.3
10年以上 ～15年未満	2	25.0	0	0.0	2	14.3
15年以上 ～20年未満	2	25.0	0	0.0	2	14.3
20年以上 ～25年未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
25年以上 ～30年未満	2	25.0	0	0.0	2	14.3
30年以上	2	25.0	3	50.0	5	35.8
合 計	8	100.0	6	100.0	14	100.0
平均勤続年数	20. 9年		19. 1年		20. 1年	

* 勤続年数は上下水道部以外の年数も含む。

* 端数処理により、合計が合致しない場合がある。

(3) 事務分担

営 業 課

総 務 係

- (1) 部及び課の庶務に関すること。
- (2) 職員の人事、給与及び研修等に関すること。
- (3) 例規の制定及び改廃に関すること。
- (4) 文書の収発及び保管に関すること。
- (5) 公印の保管に関すること。
- (6) 事業の基本計画に関すること。
- (7) 広報広聴に関すること。
- (8) 情報化に関すること。
- (9) 給水指定工事業者に関すること。
- (10) 水道事業関係工事執行指名業者選定委員会に関すること。
- (11) 入札及び契約の締結に関すること。
- (12) 関係機関との協議及び調整に関すること。
- (13) 下水道排水設備指定工事業者の指定に関すること。

経 営 係

- (1) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (2) 予算及び決算の調整並びに執行管理に関すること。
- (3) 経営健全化に関すること。
- (4) 出納及び会計事務に関すること。
- (5) 出納(収納)取扱金融機関に関すること。
- (6) 国庫補助事業の事務に関すること。
- (7) 起債及び一時借入金に関すること。
- (8) 例月出納検査に関すること。
- (9) 財産の管理に関すること。
- (10) その他経営に関すること。

お 客 様 係

- (1) 水道料金及び下水道使用料の徴収に関すること。
- (2) 使用水量の計量及び認定並びに更正に関すること。
- (3) 水道の開栓、閉栓及び名義変更等に関すること。
- (4) 事業収入、負担金その他諸収入の徴収に関すること。
- (5) 水道料金及び下水道使用料等の減免、還付及び給水停止に関すること。
- (6) 督促、催告及び停水に関すること。
- (7) その他お客様の料金等に関すること。
- (8) 認定汚水の調定に関すること。

上 水 道 課

給水サービス係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 給水装置の受付審査、施工及び検査に関すること。
- (3) 受託工事納付金、新規給水加入金、負担金等の調定告知に関すること。
- (4) メーターの取替、修理及び管理に関すること。
- (5) 指定工事業者に係る指導、育成に関すること。
- (6) 貯水槽水道に関すること。
- (7) 専用水道に関すること。
- (8) 漏水防止に関すること。
- (9) 給水装置及び配水施設の維持管理及び修理並びに水質保全に関すること。
- (10) 道路占用願及び道路使用許可申請に関すること。
- (11) 給水の相談及びサービスに関すること。

施 設 係

- (1) 上水道の拡張、改良工事の計画、調査、設計、施工に関すること。
- (2) 配水計画に関すること。
- (3) 給配水管の布設、改良、移設工事の設計施工に関すること。
- (4) 上水道に係る災害復旧工事の設計、施工及び監督に関すること。
- (5) 給配水管等の材料に関すること。
- (6) 公共、公益工事等の連絡調整に関すること。
- (7) 配水管台帳等の整備に関すること。
- (8) 道路占用願及び道路使用許可申請に関すること。
- (9) 道路復旧に関すること。

浄 水 場

- (1) 浄水場の庶務に関すること。
- (2) 原水の確保及び取水、浄水、送水等の調査研究に関すること。
- (3) 取水、浄水施設、配水池等の維持管理及び整備計画に関すること。
- (4) 浄水場の運営及び管理に関すること。
- (5) 原水、浄水等の水質検査に関すること。
- (6) 水質検査施設の維持管理に関すること。
- (7) その他水質に関すること。

6 災 害

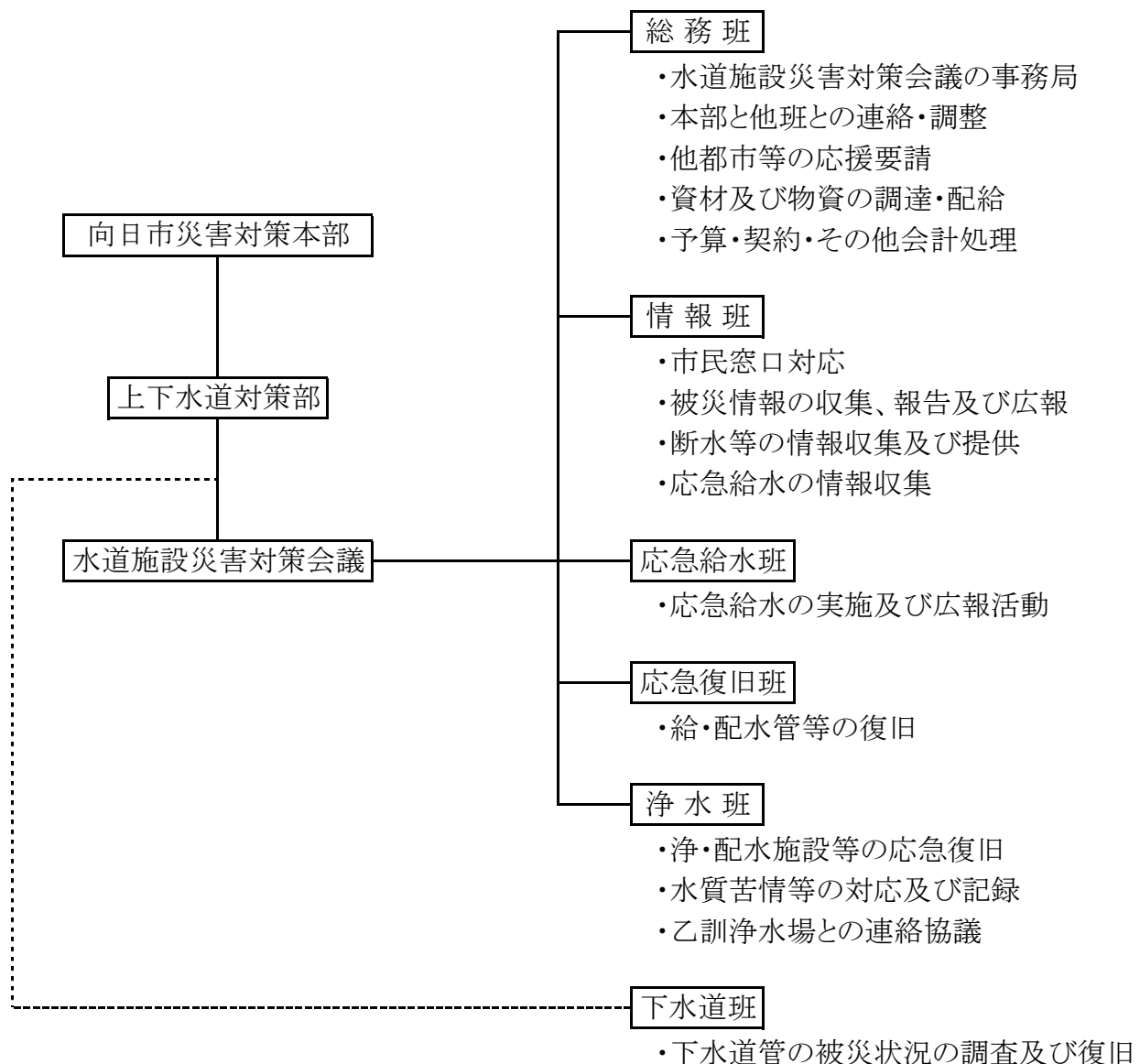
水道事故や地震発生時の緊急対策については、市民の方の飲料水の確保と応急給水活動・水道施設の被害による二次災害の防止等に迅速かつ的確に対応できるように、京都府営水道の受水市町村や日本水道協会京都府支部との応援協定を結んでおります。

また、緊急時に的確に対処できるよう、向日市地域防災計画と整合性を保った「向日市水道災害対策マニュアル」を策定するとともに、災害時に備えるため、物集女配水池や上植野浄水場については、大きな地震にも耐えられる構造とし、配水池に貯留された水の流出を防ぐため、自動的に閉じる緊急遮断弁等を設けています。

また、飲料水確保の面から同配水池と上植野浄水場に、直接市民の方に水道水を緊急的に供給することができる蛇口や、給水車への給水が可能となる応急給水施設を設置いたしました。

向日市水道災害対策マニュアル(概要)

◆上下水道対策部の組織



◆分水協定及び応援協定の締結

- ・災害時における京都市との分水協定書の締結(市内6か所で接続)
上植野給水区域4か所、物集女給水区域2か所
(平成14年3月26日締結)
- ・日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書の締結(1府22市町)
(平成30年4月1日変更)
- ・水道施設の災害に伴う応援協定書の締結(向日市指定上下水道協同組合)
(平成20年5月26日締結)

◆緊急遮断弁の設置

- ・物集女第1配水池(口径800mm)

◆緊急物資等の保有

- | | |
|---------------------------|---------|
| ・加圧式給水車(2m ³) | 1台 |
| ・給水タンク(1m ³) | 1基 |
| ・応急給水対応設備(500L) | 6セット |
| ・給水用ポリ容器(10L) | 40個 |
| ・給水用ポリ容器(20L) | 185個 |
| ・災害対策用給水ポリ袋(3L) | 11,670袋 |
| ・災害対策用給水ポリ袋(4L) | 750袋 |
| ・災害対策用給水ポリ袋(6L) | 2,350袋 |
| ・災害対策用給水ポリ袋(10L) | 2,300袋 |
| ・応急復旧資材 | 1式 |
| ・仮設給水栓(6栓) | 2基 |



加圧式給水車

◆応急給水施設の設置

- ・物集女配水池(給水車用給水栓-1基、応急給水栓-5栓)
- ・上植野浄水場内(給水車用給水栓-2基、応急給水栓-7栓)

応急給水施設



物集女配水池



上植野浄水場

7 京都府営水道の導入

◆経過

本市では、給水を開始して以来、水源を地下水に求めてきましたが、急激な人口の増加などにより給水量が増大し、地下水の過剰な汲み上げが続いたため、水位の低下や地盤の沈下が顕著となり、この地下水を補完する第2の水源確保が緊急の課題となりました。

このため、同様の事情を抱える長岡京市や大山崎町をはじめ、府下南部都市と連携し、広域的な水道整備を京都府に要請した結果、日吉ダムを水源とした府営水道（乙訓系）が建設されることとなり、平成4年度から工事に着手され、平成12年10月から府営乙訓浄水場の供用が開始されました。

この府営水の受水により、水道水源が複数化され、将来にわたって安定した給水が可能となり、地盤沈下が抑制されるとともに、地下水の恒久的な利用が図れることとなりました。

また、平成23年4月から久御山広域ポンプ場で乙訓系、宇治系、木津系の3浄水場が接続され、広域的な水運用が可能となり、危機管理が強化されました。

◆受水後の給水形態

乙訓浄水場で水道水として処理された府営水は、送水管で乙訓2市1町へ送られてきますが、本市では自己水と府営水を配水池等で混合し、各家庭や事業所へ給水しています。（給水形態の概要参照）

◆協定水量と受水量の実績

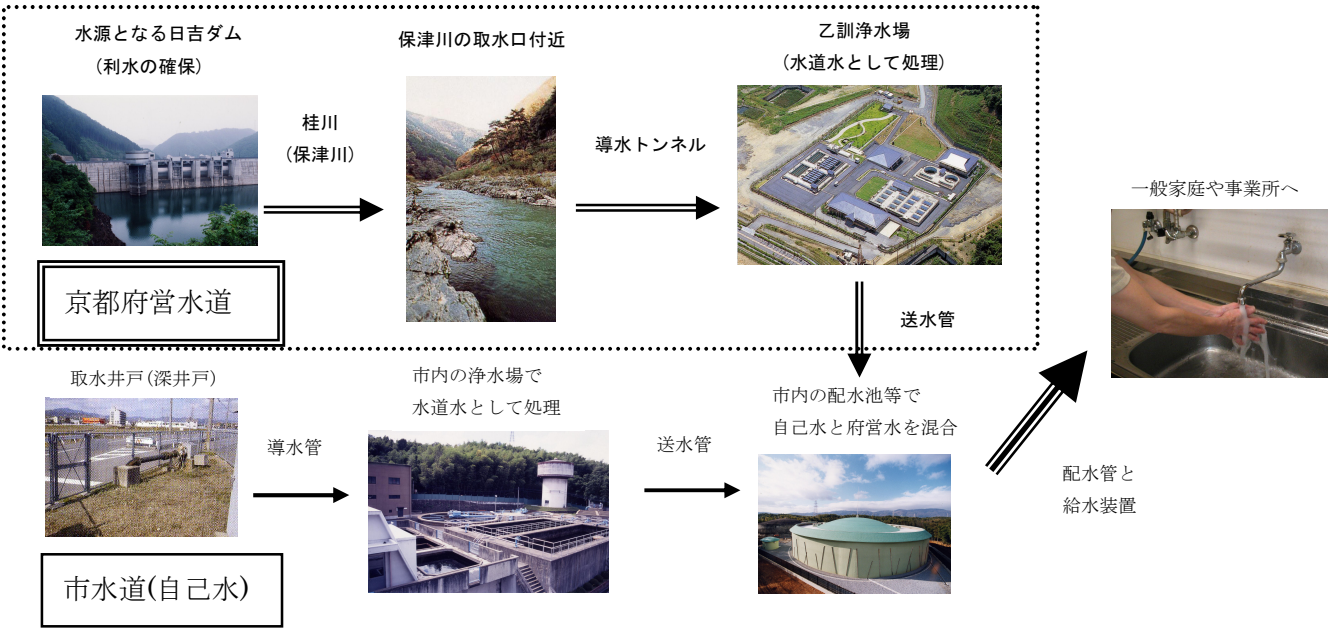
乙訓浄水場の施設能力は、1日当たり最大で46,000立方メートル、そのうち12,700立方メートルが本市への配分水量となっており、当該水量が京都府との協定基本水量となります。

◆受水料金単価の推移（乙訓系）

区分 年度	H12 ～ H15	H16 ～ H19	H20 ～ H22	H23 ～ H25	H26	H27 ～ R1	R2 ～
建設負担 料金単価 (円/㎥) ※	100 (89)	92	87	77	73	66	57
使用料金単価 (円/㎥)	42	36	36	36	34	20	28

※ H12～H15年度は暫定的に89円／㎥、H26年度以降は税抜き表示

[給水形態の概要]



令和3年度 向日市水道事業年報

令和4年12月

発行 向日市上下水道部

編集 営業課

電話 075-874-3870



上植野配水塔と給水車